

<p>総務政策委員協議会資料1-1 令和6年2月7日 担当:情報戦略局 企画調整課</p>	<p>教育民生委員協議会資料4-1 令和6年2月6日 担当:情報戦略局 企画調整課</p>	<p>産業建設委員協議会資料4-1 令和6年2月5日 担当:情報戦略局 企画調整課</p>
---	---	---

第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）の パブリックコメントの結果について

1 パブリックコメントの実施結果及び対応について

(1) パブリックコメント実施の概要

①意見募集の期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）

②意見提出の対象者

伊勢志摩圏域内に在住、通勤又は通学されている人など

③周知方法

- ・伊勢市公報
- ・伊勢志摩圏域の各市町ホームページ
- ・伊勢志摩圏域の各市町広報紙
- ・伊勢市公式LINE
- ・伊勢市行政チャンネル文字放送
- ・デジタルサイネージ「わがまちNAVI」

で周知するとともに、次に掲げる場所に備え置き、縦覧に供した。

<計画（案）の縦覧場所（40箇所）>

- ・伊勢市役所本庁舎（本館1階市民ホール、企画調整課、総務課）
- ・伊勢市役所各総合支所生活福祉課（二見、小俣、御園）
- ・伊勢市役所各支所（神社、大湊、浜郷、宮本、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
- ・伊勢市立図書館（伊勢、小俣）
- ・生涯学習センター（いせトピア、二見）
- ・いせ市民活動センター
- ・鳥羽市役所（企画財政課、市民課、坂手連絡所、加茂連絡所、鏡浦連絡所、長岡連絡所、桃取連絡所、答志連絡所、菅島連絡所、神島連絡所）、鳥羽市保健福祉センターひだまり、鳥羽市立図書館
- ・志摩市役所（総合政策課）
- ・玉城町役場（総務政策課）
- ・度会町役場（市民ホール、みらい安心課）
- ・大紀町役場（総務企画課）
- ・南伊勢町役場（南勢庁舎、南島庁舎）
- ・明和町役場（まちづくり戦略課）

(2) 意見募集の結果 (資料2参照)

- ・意見数4件 (意見人数2人)
 - オンライン 3件 (1人)
 - メール 1件 (1人)

(3) 意見による計画案の修正

なし (補足説明の追加のみ)

2 パブリックコメント後の対応について

(1) 計画案の修正 (パブリックコメント以外)

- ・「伊勢志摩地域への旅客誘致」の連携市町に大紀町を追加 (資料3 P18 参照)

(2) 第4回伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会 (令和6年1月17日開催)

- ・パブリックコメント意見の取り扱いに係る審議
- ・答申 (令和6年1月17日付)

3 今後の進め方

令和6年2月 伊勢市議会 (パブリックコメント結果及び定住自立圏形成協定の変更に係る協議)

令和6年3月 各市町議会 議案提出 (協定の新規締結・変更)

※以下は、議決が得られた場合

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書の締結
策定・公表

<p>総務政策委員協議会資料1-2 令和6年2月7日 担当:情報戦略局 企画調整課</p>	<p>教育民生委員協議会資料4-2 令和6年2月6日 担当:情報戦略局 企画調整課</p>	<p>産業建設委員協議会資料4-2 令和6年2月5日 担当:情報戦略局 企画調整課</p>
---	---	---

第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）パブリックコメント意見に対する考え方について

NO	意見対象箇所	意見内容	市の考え方	資料頁	ビジョン（案）の修正の有無
1	全体	指標について活動につての指標は記載されているが、成果についての指標が設定されておらず、進捗管理が困難であるように思う。	各取組の進行管理においては、具体的な成果を表す成果指標の設定が重要であると認識しています。一方で、指標のわかりやすさ、客観性、定期的な数値測定が可能であることなどを踏まえて、連携市町間で設定する指標を検討した結果、活動についての指標のみの設定となった取組もございます。ビジョンの進行管理においては、各指標の目標値に対する達成状況を確認するとともに、指標には現れない定性的な部分についても現状把握し、その後の取組の方向性を毎年度整理しながら進めてまいります。	－	無
2	圏域の将来像	圏域の将来像：交付金のための計画と承知はしているが、各市町の人口推計や圏域としての具体的な課題とその対応、1次2次の振り返り等にもう少し触れる必要があるのではないかと。	第3次共生ビジョン（案）の作成にあたっては、圏域の現状と課題を整理するとともに、第2次共生ビジョンの暫定総括として、第2次共生ビジョンにおける取組の進捗及び課題を整理いたしました。それらを踏まえ、伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会において、ビジョン案の審議を行ってまいりました。また、各市町の人口ビジョン等を踏まえ、「Ⅱ 圏域の将来像」において、圏域人口の将来展望を設定しております。	3	無
3	p5 休日・夜間応急診療所の維持運営について	休日・夜間応急診療所の維持運営について、利用者数(人)の実績値から目標値が倍増しているが、いかなる理由か。本文若しくは備考に記載が必要では。	利用者数については、コロナの影響による受診控え等により、令和2年度～4年度の実績値は落ち込んだ状況となっております。現在は、コロナの影響も落ち着いてきていることから、コロナ禍以前の実績値（1万人程度）を参考とし、目標値を設定したものです。本内容については、備考欄に補足説明いたします。	5	無 (補足説明の追加のみ)
4	全体	このエリアは観光と一次産業ということになるが、それ以外にもハイテク工場だとか、アートなども交えた総合エリア地域とする。市町だけでなく、各産業やNPOなども参加する組織にする、一種の地域国家のような試みにする。また、将来は空飛ぶ車もできるので、伊勢湾の対岸の田原市と提携して、伊勢湾を飛んで伊勢志摩地域に来る観光客（その逆も）用のための駐車場も整備しておく。	定住自立圏構想については、国の定める要綱に基づき、中心市と近隣市町が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体に必要な生活機能等を確保することを目的としております。今後、頂いたご意見を参考としながら、圏域市町及び関係機関と圏域の発展に繋がる取組の拡充・追加を検討し、伊勢志摩定住自立圏構想の推進に努めてまいります。	－	無

総務政策委員協議会資料1-3 令和6年2月7日 担当:情報戦略局 企画調整課	教育民生委員協議会資料4-3 令和6年2月6日 担当:情報戦略局 企画調整課	産業建設委員協議会資料4-3 令和6年2月5日 担当:情報戦略局 企画調整課
--	--	--

第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）

※修正箇所のみ抜粋

【区分】生活機能の強化
 【政策分野】医療・福祉
 【施策名】医療体制の確保

取組事項		休日・夜間応急診療所の維持運営							
連携市町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○			○
協定の内容	取組内容	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。							
	中心市の役割	伊勢市休日・夜間応急診療所を維持運営する。							
	連携市町の役割	伊勢市休日・夜間応急診療所（鳥羽市及び志摩市は歯科診療に限る。）の運営に必要な経費を負担する。							
現状と課題		圏域の休日・夜間における一次救急医療は、伊勢市、鳥羽市及び志摩市の休日・夜間応急診療所にて行っている。内科、小児科とともに歯科を開設しているのは伊勢市休日・夜間応急診療所だけである。							
事業の概要		伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会及び伊勢薬剤師会に委託し、休日・夜間の一次救急医療体制（伊勢市休日・夜間応急診療所）を維持運営する。							
期待される効果		休日・夜間の一次救急医療体制を確保することで、住民の休日・夜間における診療の不安を軽減するとともに健康管理に繋がる。							
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
事業費（千円）		129,830	129,830	129,830	129,830	129,830			
実施スケジュール	具体的な内容	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	伊勢市休日・夜間応急診療所の運営	→							
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値				指標の算出方法	
		R4	R5	R6	R7	R8	R9		R10
	開所日数（日）	365	/	365	365	365	366	365	伊勢市休日・夜間応急診療所の年間開所日数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	利用者数（人）	4,664	/	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	伊勢市休日・夜間応急診療所の年間利用者数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
備考		成果指標「利用者数（人）」のR4実績値は新型コロナウイルスの影響による受診控え等により、一時的に落ち込んでいるものです。目標値については、新型コロナウイルスの影響も落ち着いてきていることから、コロナ禍以前の実績値（1万人程度）を参考とし、目標値を設定したものです。							

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】産業振興

【施策名】観光の振興

取組事項		伊勢志摩地域への旅客誘致							
連携市町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
協定の内容	取組内容	伊勢志摩地域への旅客誘致を図り、伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行の誘致等の取組を行う。							
	中心市の役割	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、連携市町と連携し、必要な取組を行う。							
	連携市町の役割	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、中心市と連携し、必要な取組を行う。							
現状と課題		新型コロナウイルスの制限緩和に伴い、国内外ともに、旅行者の動きもコロナ禍に比べ大きく活発化しているが、観光産業の完全回復までには至っていない。伊勢志摩地域の観光客を増加させるには、引き続き、地域が一体となって取り組むことが重要である。実施する事業については随時見直すとともに、大阪・関西万博や次期式年遷宮も視野に入れて積極的に進める必要がある。							
事業の概要		伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行等の誘致、伊勢志摩観光振興プランの策定や、次期式年遷宮を見据えた事業等を実施し、伊勢志摩地域への旅客誘致を図る。また、観光型MaaS事業の実施により伊勢志摩地域の観光DXを推進する。 インバウンド事業については、大阪・関西万博を契機と捉え、高付加価値化事業の実施による滞在の長期化や消費促進などを図る。							
期待される効果		伊勢志摩地域の魅力創出・発信を行うことにより、伊勢志摩地域への観光客の増加に繋がる。							
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
事業費（千円）		71,650	71,650	71,650	71,650	71,650			
実施スケジュール	具体的な内容	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	観光情報の発信	→							
	高付加価値化事業	→							
	観光型MaaS事業	→							
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
	旅客数（万人）	2,123	/	2,267	2,411	2,668	2,958	2,996	連携市町における観光レクリエーション入込客数の合計 （三重県観光レクリエーション入込客数推計書）
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
時点									
備考		・伊勢志摩観光コンベンション機構：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町、多気町、松阪市、三重県他民間団体 ※成果指標及び目標値については、今年度策定予定の伊勢志摩観光振興プラン（令和6～10年度）の内容の確定により変更する可能性があります。							

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

定住自立圏形成協定の変更について

1 主な経過

平成 25 年 7 月 18 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の締結

平成 27 年 3 月 31 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（1 回目）

平成 28 年 3 月 30 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（2 回目）

平成 29 年 3 月 31 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（3 回目）

平成 31 年 3 月 29 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（4 回目）

令和 2 年 3 月 31 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（5 回目）

令和 4 年 3 月 25 日 伊勢志摩定住自立圏形成協定の変更（6 回目）

~~~~~

令和 5 年 10 月 27 日 伊勢志摩定住自立圏推進協議会において定住自立圏形成協定の変更について協議

### 2 変更の内容等

#### (1) 新規取組について

##### ①自転車を活用したまちづくり

ア 対象市町 鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町

##### イ 変更理由

ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道や各市町の交通の結節点等における安全で快適な自転車の通行環境の確保に向けて、令和4年7月に伊勢志摩地域における自転車等活用検討会を設立し、生活および観光の交通手段としての自転車活用に向けた取組の検討を進めている。

検討会において伊勢志摩地域自転車等活用推進計画を策定し、圏域市町の連携のもと、サイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保、健康づくりの啓発、安全利用の促進など、地域一体で自転車を活用した取組を行うものである。

##### ウ 変更内容

協定書の「別表第1（第3条関係）生活機能の強化に係る政策分野」に、「自転車を活用したまちづくり」に係る内容を追加する。

##### ②インクルーシブスポーツ環境の充実

ア 対象市町 鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町

##### イ 変更理由

インクルーシブスポーツの普及啓発については、関係団体と連携し、イベント等開催するなど、取組を進めているところであるが、圏域住民の認知度はまだ低い状況にある。このことから、関係団体との連携強化を図りながら、イベント、講習会、研修会等の開催により、さらなる普及啓発に取り組むものである。

##### ウ 変更内容

協定書の「別表第2（第3条関係）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」に、「インクルーシブスポーツ環境の充実」に係る内容を追加する。

## (2) 取組内容の変更について

### ①宮川流域の環境保全・情報発信

ア 対象市町 玉城町、度会町、大紀町、明和町

イ 変更理由

宮川流域ルネッサンス協議会は、健全な水循環の構築、豊かな自然の保全・再生、魅力ある地域づくりを目的として、住民・企業・行政が協働して水質調査や植樹事業、広報紙などを活用した宮川の魅力発信、イベント実施などに取り組んできた。

令和5年度からは協議会の役割を見直し、構成団体が目的達成に向けて主体的に取り組むための協議・情報共有の場としたことから、協定書の記載内容を修正するものである。

ウ 変更内容

協定書の「別表第2（第3条関係）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野」の4の施策「宮川流域の保全・活用」を現在の体制に即した内容に変更する。

## (3) 対象市町の追加について

### ①伊勢志摩地域への旅客誘致

ア 対象市町 大紀町

イ 変更理由

現在、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町及び明和町の7市町が連携し、「公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構」において、連携事業を進めているところである。令和5年12月に大紀町が特別会員として参画することが決議されたことから、伊勢志摩定住自立圏においても、大紀町とも連携して取り組むものである。

ウ 変更内容

協定書の「別表第1（第3条関係）生活機能の強化に係る政策分野」の2の施策「観光の振興」に「伊勢志摩地域への旅客誘致」に係る内容を追加する。

## 3 今後の進め方

令和6年2月 伊勢市議会（パブリックコメント結果及び定住自立圏形成協定の変更に係る協議）

令和6年3月 各市町議会 議案提出（協定の新規締結・変更）

※以下は、議決が得られた場合

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書の締結  
策定・公表

【参考】定住自立圏形成協定 変更案

※下線部分が今回追加・修正する内容（案） 甲：伊勢市 乙：連携市町

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

【対象市町：大紀町】

2 産業振興

| 施策    | 取組内容                                        | 甲の役割                                               | 乙の役割                                               |
|-------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 観光の振興 | 伊勢志摩地域への旅客誘致を図り、伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行の誘致等の取組を行う。 | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、乙と連携し、必要な取組を行う。 | 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、甲と連携し、必要な取組を行う。 |

【対象市町：鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町】

3 その他

| 施策       | 取組内容                                                     | 甲の役割                                      | 乙の役割                                      |
|----------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 自転車の活用推進 | 観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取組を行う。 | 自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、乙と連携し、必要な取組を行う。 | 自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、甲と連携し、必要な取組を行う。 |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

【対象市町：玉城町、度会町、大紀町、明和町】

4 その他（大紀町のみ「3 その他」）

| 施策                  | 取組内容                                                                                                             | 甲の役割                                                | 乙の役割                                                |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 宮川流域の保全・活用環境保全・情報発信 | 宮川流域ルネッサンス協議会において、流域情報の集約及び提供、河川環境の研究結果の共有、広報紙などを活用した宮川の魅力を紹介する情報発信及びイベントの実施等に取り組む。宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。 | 宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、流域市町である乙と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。 | 宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、流域市町である甲と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。 |

【対象市町：鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町】

4 その他

| 施策               | 取組内容                          | 甲の役割                                                     | 乙の役割                       |
|------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| インクルーシブスポーツ環境の充実 | 共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。 | 乙と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。 | 甲と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。 |

## 各種証明書のコンビニ交付手数料の減額について

### 1. 目的

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機（マルチコピー機）を介して、各種証明書を取得することができるサービス（以下「コンビニ交付」という。）に係る交付手数料を減額するキャンペーンを実施し、コンビニ交付の利用拡大を図る。

### 2. 実施時期・期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3. 減額する金額

コンビニ交付で扱う以下の証明書に係る交付手数料を一律100円減額する。

| 証明書の種別        | コンビニ交付手数料 | 窓口手数料 |
|---------------|-----------|-------|
| 住民票の写し        | 100円      | 200円  |
| 印鑑登録証明書       | 100円      | 200円  |
| 戸籍全部（個人）事項証明書 | 350円      | 450円  |
| 戸籍の附票の写し      | 100円      | 200円  |
| 所得（課税）証明書     | 100円      | 200円  |
| 課税証明書         | 100円      | 200円  |
| 非課税証明書        | 100円      | 200円  |

### 4. 期待する効果

- ・行かなくてよい行政サービスの推進
- ・効率的な事務執行の推進と窓口の混雑緩和
- ・マイナンバーカードの取得率の向上

### 5. その他

今後の予定

令和6年3月市議会定例会に伊勢市手数料徴収条例の一部改正案を提出

(参考)

コンビニ交付利用状況

|                     | 対象証明書の交付総数 | うち<br>コンビニ交付 | 交付総数に占める<br>コンビニ交付の割合 |
|---------------------|------------|--------------|-----------------------|
| 令和4年4月～<br>令和5年3月実績 | 113,219枚   | 17,248枚      | 15.2%                 |
| 令和5年4月～12月実績        | 83,702枚    | 20,880枚      | 24.9%                 |

マイナンバーカード交付状況

|            | 累計交付枚数  | 交付枚数率 |
|------------|---------|-------|
| 令和5年3月末時点  | 83,128枚 | 67.5% |
| 令和5年12月末時点 | 93,657枚 | 76.9% |

コンビニ交付 サービス提供時間

| 証明書の種別                                            | 利用時間                 |
|---------------------------------------------------|----------------------|
| 住民票の写し<br>印鑑登録証明書<br>所得（課税）証明書<br>課税証明書<br>非課税証明書 | 6時30分～23時            |
| 戸籍全部（個人）事項証明書<br>戸籍の附票の写し                         | 月～金曜日（祝日除く）9時～17時15分 |

- ※ ①年末年始・メンテナンス時は除きます。  
②店舗の営業日・営業時間内に限ります。

## 伊勢市人権施策基本方針の改定について

### 1 パブリック・コメント実施の概要

- (1) 意見募集した案件  
伊勢市人権施策基本方針（案）
- (2) 意見募集方法  
市公報、広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送、市公式LINE、デジタルサイネージ「わが街 NAVI」
- (3) 縦覧場所（22箇所）
  - ・市役所（本館1F市民ホール、人権政策課、総務課）
  - ・各総合支所生活福祉課（二見、小俣、御菌）
  - ・各支所（神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
  - ・市立図書館（伊勢、小俣）
  - ・生涯学習センター（いせトピア、二見）
  - ・いせ市民活動センター
  - ・朝熊市民館、黒瀬市民館
- (4) 意見提出の対象者  
市内に在住または通勤・通学されている方など
- (5) 意見募集期間  
令和5年12月1日～令和6年1月4日

### 2 意見募集の結果

意見数 4人（6件）

【提出方法別内訳】：窓口2件、郵送1件、オンライン3件

### 3 意見内容及び市の考え

| No | 頁  | 寄せられたご意見                                                                                                                                                            | 市の考え                                                                                                                        | 修正の有無 |
|----|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1  | 15 | 15 ページに人権擁護と救済のための施策とあるが、内容は相談のみ。これは入り口を用意しただけにすぎない。それ以降が全く述べられていないから、話を聞きますが後は知りませんと捉えられても仕方ない。これでこれから数年間は使う方針ですか。相談を受けて、真相解明、聞き取り、人権侵害かその実態把握、問題解決の方策、再発防止のための透明化 | 救済に関しては、法務省人権擁護局の「人権侵害事件調査処理規定」や三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、市としても法務局や三重県など関係機関との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。これを明示する | 有     |

|   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                              |   |
|---|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |    | まで述べるべき。これで始めて救済に値する。以上の内容がそっくり抜けてます。2以降の項目を起こし、方針に盛り込んでください。方針の体をなしてありません。                                                                                                                                                                                    | ため、施策に「救済に向けた連携の強化」を加えます。                                                                                                                                                                                                                    |   |
| 2 | 15 | <p>(3)の見出しの中にある救済に関わる部分がほとんど無いのが疑問です。</p> <p>・人権侵害が発生した時のことがこの方針のどこにも書かれておりません。救済という以上、A人権侵害の実態把握（これは①に少しあり）、Bそれに対応する手立て、C再発防止の手立ての3点は方針にそのあり方が述べられるべきでしょう。もしくは、(3)の見出しの「救済」を削除するかです。</p> <p>☆今までの方針にもなかったとお聞きしました。少々おどろきました。まさか、相談しておわりですか？そして検討は10年後ですか。</p> | <p>救済に関しては、法務省人権擁護局の「人権侵害事件調査処理規定」や三重県の「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、市としても法務局や三重県など関係機関との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。これを明示するため、施策に「救済に向けた連携の強化」を加えます。</p> <p>相談が寄せられた場合は、しかるべき機関へつなぎ連携して支援をしています。また、基本方針の見直しは、社会情勢の変化など必要に合わせて行っていきます。</p> | 有 |
|   | 22 | 基本方針の1つ目 社会的障壁（バリア）入れる → P23に「バリア」とあるので。                                                                                                                                                                                                                       | 現状と課題の8～9行目に「障壁（バリア）」と記載をしていることから、原案のとおりとします。                                                                                                                                                                                                | 無 |
|   | 23 | 障害と障がいの使い分けの根拠をP23に付記する → 知らない人が多いので。法律（国）か県市か                                                                                                                                                                                                                 | ご意見をふまえ、「障がい」の使用についての考え方を本文に追記します。                                                                                                                                                                                                           | 有 |
|   | 22 | 現状と課題のラスト「推進する必要があります」（←人ごと）を「推進します」へ。（まちづくりするのは行政、市民）                                                                                                                                                                                                         | 課題について記載している箇所であるため、原案のとおりとします。                                                                                                                                                                                                              | 無 |
|   | 23 | P23の1つ目の項目→これではインクルーシブスポーツしかないのかと思われる。つまりポッチャだけするということか。                                                                                                                                                                                                       | インクルーシブスポーツは多々ある交流の場の一例として挙げています。「インクルーシブスポーツなど」と記載しているため、原案のとおりとしま                                                                                                                                                                          | 無 |

|   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                         |   |
|---|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | す。                                                                                                                                                                                                                      |   |
|   | 22 | 現状と課題 07「障がいの有無」→「障害の有無」（法律なので） 010はOK。014は伊勢市のコメントなのでOK                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ご意見をふまえ、漢字での表記とします。                                                                                                                                                                                                     | 有 |
|   | 39 | 権利擁護の意味をP39の用語に入れる→ 障害者は権利擁護が根幹なので。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ご意見をふまえ、用語解説に追加します。                                                                                                                                                                                                     | 有 |
|   | 39 | P39へ社会的障壁について「障害者基本法」を引用して4つ示す。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ご意見をふまえ、用語解説に追加します。                                                                                                                                                                                                     | 有 |
| 3 | 19 | <p>人権教育を基礎においた家庭教育、保育、学校教育の推進における学校教育の推進に関わり、学校教育における性教育の推進について、世界では人権尊重を基盤に、幅広く科学的根拠に基づいて性を学ぶ「包括的性教育」が広がっています。しかし、小中学校の学習指導要領には、性交に関する記述がなく、文部科学省は「性交について、集団で一律に指導する内容としては取り扱わない」とするいわゆる「はどめ規定」を設けています。</p> <p>性暴力や虐待等が増える中、性交に触れずに、性暴力の被害について学ぶのには無理があり、性行為が何かわからなければ、被害を被害と気づかず、被害を申告することもできません。</p> <p>国の方針と反することを市の基本方針に掲げられないのは重々わかりますが、何らかの形で人権尊重を基盤とした包括的性教育について触れていただければ幸いです。</p> | ご意見にありました「包括的性教育」に関して本基本方針案への記載はしませんが、内閣府男女共同参画局が令和2年に策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をふまえ、「生命の安全教育」が全国の学校において推進されており、当市も生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を進めているところです。性暴力や性被害の予防のための教育についても、生命を大切にするという意味で適切に教育をしていきたいと考えています。 | 無 |
| 4 | 22 | この4月施行される改正障害者差別解消法にまで言及すべきである。国で決定されているからこの方針に盛り込むべきである。改正点まで触れるべきである。合理的配慮の不提供は差別であるくらい踏み込んだ文言は書けないのか。あなたたちは障害者に対してオブラートに包む表現しかしていない。                                                                                                                                                                                                                                                    | ご意見をふまえ、障害者差別解消法の改正点については、本文に追記します。                                                                                                                                                                                     | 有 |

|   |    |                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                        |   |
|---|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   | 39 | 認知症に脳の障がいとあるが症病に関わるので障害が正しいのではないか。同じく成年後見制度も法律に基づくものだから、知的障がい者、精神障がい者も共に障害者が正しい。                                                                                                                       | 本基本方針案においては、本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、法律名や制度名などの固有名詞等を除き、「害」の字をひらがなで表記しています。                                                                              | 無 |
|   | 39 | また、精神的な障がいがあるためは不要。知的障がい者とは矛盾する。知的障害者の定義の問題はご存知か。                                                                                                                                                      | ご意見をふまえ、「成年後見制度」の解説文から削除します。                                                                                                                           | 有 |
|   | 39 | バリアフリーの説明はよいが、バリアつまり社会的障壁の説明とは少々異なる。障害者基本法に定義されている社会的障壁を読むとよい。この法律は我々障害者たちの原点である。バリアフリーは何も障害者に限定されないから、障がいのある人の書き出しは不適切。                                                                               | ご意見をふまえ、「バリアフリー」の解説文を修正します。                                                                                                                            | 有 |
|   | 23 | 総じて障害者に対して勉強不足である。障害と障がいの使い分けすら触れていないのは呆れるし、無頓着である。触れるべきである。                                                                                                                                           | ご意見をふまえ、「障がい」の使用についての考え方を本文に追記します。                                                                                                                     | 有 |
|   | 39 | バリアフリーで障がいのある人の社会参加とはどのようなことを言うのか？伝わってこない。                                                                                                                                                             | 就労、地域の行事や活動への参加等をイメージしていましたが、先の「バリアフリー」の解説文へのご意見を受け、該当箇所については、文言を修正します。                                                                                | — |
| 5 | 24 | ⑤部落差別（同和問題）の「現状と課題」の中に次のような表記があります。<br>「しかしながら、就労などにおける課題や結婚問題などを中心とした差別意識は今なお残っています。」<br>このことについての実態は本当にあるのでしょうか。「就労」について実態があるとなればそれが明らかになった時点で、市としては当然関係する企業等への指導、改善チェックをすべきことです。そういう対応を市がしているのならそのこ | 三重県人権センターにおいて、令和4年度中の部落問題に関する相談件数は、14件であったことを確認しております。現在のところ、本市においては、就労や結婚等に際し差別を受けた等の相談は寄せられていませんが、実態を把握した場合は、施策「人権擁護と救済の取組」に示したように、関係機関と連携しながら適切に対応し | 無 |

|   |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                            |   |
|---|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|   |    | とを示すべきです。それが無いのなら、実態があるのかないのか不透明なことになります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ていきます。                                                                                                                                                                                                                     |   |
| 6 | —  | <p>人権施策基本方針についてコメントいたします。最初の人権施策基本方針の施行から何度目の改正（改訂）になるのでしょうか。人権政策は変わることなく行政だけではなく、市民と共に歩いていくものです。その理念には同感し協力できる部分は協力していきたく思います。</p> <p>先ず、分野別施策について、3点ほどコメントさせていただきます。</p>                                                                                                                                                                     | 市町村合併後、新市の基本方針を策定し、今回が初めての改定になります。                                                                                                                                                                                         | — |
|   | 24 | <p>1、同和問題について</p> <p>概ね同感できるものですが、一点、同和利権と行政の「忖度」は逆に同和問題を顕在化させ市民啓発を逆境させるものです。行政の公正さが試される部分でもあります。法に基づき真摯な態度で臨んでいただきたいと思っております。</p>                                                                                                                                                                                                             | 1「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえながら、取組を進めており、引き続き、公正に取組を進めます。                                                                                                                                                                       | 無 |
|   | 31 | <p>2、さまざまな人権問題について（2点）</p> <p>（1）北朝鮮による拉致被害者の人権について</p> <p>この方針は第1次安倍内閣のときから人権問題として扱われましたが、当時から疑問に思っていた部分です。「北朝鮮」は略語であり「朝鮮民主主義人民共和国」が正式名称です。本来、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）と呼称されていましたが、いつの頃からかマスコミを含め「北朝鮮」が正式名称化されてしまいました。これは「国策」としての「呼称」なのか疑問を持ちます。また、この拉致被害者問題は本来「外交問題」であり、市民に対し「人権問題」だとすることは、人権課題として取り上げられた時から疑問に思っていました。もちろん被害者の方々や親御様他関係者の皆さんに</p> | <p>2</p> <p>（1）法務省は、人権啓発活動強調事項の一つとして「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を掲げています。このことから、本基本方針では同じく「北朝鮮」と記載することとします。また、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」で、地方公共団体の責務として、この問題に関し啓発を図るよう努めるものとするとされていることから、人権問題と捉え、啓発を進める必要があると考えます。</p> | 無 |

|    |  |                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                 |   |
|----|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
|    |  | <p>とっては、大変な人権侵害ですが、いたずらに「敵視」することは果たしてどうなのか、国と国の外交関係を市民共通の人権問題とすることはいまだに疑問です。</p>                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                 |   |
| 29 |  | <p>(2) 今回の基本方針に記載されると思っていたのですが「LGBTQ +」については方針化されなかったのですね。薬害エイズ問題のときも思ったのですが、声を上げることは差別と闘うことを意味すると思っています。当時も意味もわからず、偏見・差別が蔓延っていたと記憶していますし、啓発記事を書いたときも「なぜあのような者たちを擁護するのか」といったクレームも経験しました。行政は、勇気を持ってカミングアウトした方々の味方になって欲しいし、多様性を認める「市」になってほしいと思います。</p> | <p>(2) 「性的指向及び性自認(性同一性)に関連する偏見や差別」(第2章(4)⑧)として新たに項目を設けています。今後は改定後の基本方針に基づき、多様な性のあり方を認め合える社会づくりに向け様々な施策に取り組んでいきます。</p>                           | 無 |
| —  |  | <p>今回、この基本方針は「コンサル」によって書かれたという話を聞きました。当然、市の方針や審議会の検討を重ね作成されたものだと思いますが、市職員が実行していく際に血の通った方針として施行していけるよう、市民の気持ちに根付いたものとして施行してもらえよう望みます。</p>                                                                                                             | <p>基本方針案については、現基本方針を基に、伊勢市人権施策審議会にご意見をいただきながら、また委託業者の知見を参考にしつつ作成しています。今後は改定後の基本方針に基づき、人権が尊重され守られる誰もが住みよい伊勢市の実現を目指し、職員一丸となって様々な施策に取り組んでいきます。</p> | 無 |

#### 4 基本方針(案)の修正箇所

##### (1) パブリックコメントの意見を受けての修正

| No | 頁  | 行      | 修正前 | 修正後                                                       |
|----|----|--------|-----|-----------------------------------------------------------|
| 1  | 15 | 表<br>3 | —   | <p>施策：救済に向けた連携の強化<br/>内容：多様化する相談内容に対し、適切な支援先へつなげるため、日</p> |

|   |    |    |                                                                                    |                                                                                                           |
|---|----|----|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |    |    |                                                                                    | 頃から各分野の専門機関等との連携を密にするとともに、救済の制度を持つ法務局や三重県との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。                                 |
| 2 | 22 | 7  | 障がいの有無にかかわらず                                                                       | 障害の有無にかかわらず                                                                                               |
| 3 | 22 | 13 | —                                                                                  | その後、2021年（令和3年）6月に、「障害者差別解消法」が改正され、2024年（令和6年）4月から、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。          |
| 4 | 23 |    | —                                                                                  | ※「障がい」と「障害」の表記について<br>本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、原則として法律名や制度名などの固有名詞等を除き、「害」の字をひらがなとし「障がい」と表記しています。           |
| 5 | 38 |    | —                                                                                  | ■ <b>権利擁護</b><br>障がいや認知機能の低下などにより自分の権利を主張することに困難を抱えている人が尊厳を保ちながら生活できるように、適切な権利の行使を支援したり、権利の侵害の解消や予防をすること。 |
| 6 | 39 |    | —                                                                                  | ■ <b>社会的障壁</b><br>障がいがある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。                    |
| 7 | 39 |    | ■ <b>成年後見制度</b><br>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立て | ■ <b>成年後見制度</b><br>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいは                       |

|   |    |  |                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                      |
|---|----|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |    |  | て契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。                                                                                                                                                                               | それを取り消すことができるようにする制度。                                                                                                                                                |
| 8 | 40 |  | <p><b>■バリアフリー</b></p> <p>障がいのある人の社会参加にとって障壁（バリア）となるものを取り除くこと。それによって、高齢者や幼児、妊産婦にとっても暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。もとは建築用語だったが、物理的障壁だけでなく、制度、文化・情報、意識の面にも概念が広げられた。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。</p> | <p><b>■バリアフリー</b></p> <p>日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となり得る事物、制度、慣行、観念などを取り除くこと。それによりすべての人にとって暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。</p> |

(2) その他の修正

|   | 頁  | 行      | 修正前                                                                                                                                                       | 修正後                                                                                                                                                        |
|---|----|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 28 | 表<br>1 | —                                                                                                                                                         | <p>施策：啓発の推進</p> <p>内容：インターネットでの人権侵害について、広報やホームページ、講座などを活用した啓発活動を行います。</p>                                                                                  |
| 2 | 40 |        | <p><b>■ヘイトスピーチ</b></p> <p>ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティー要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障害、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。</p> | <p><b>■ヘイトスピーチ</b></p> <p>ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティー要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障がい、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。</p> |

総務政策委員協議会資料4-2

令和6年2月7日

担当：環境生活部 人権政策課

# 伊勢市人権施策基本方針

(案)

※修正箇所のあるページを抜粋

令和●年●月改定

伊 勢 市

### (3) 人権擁護と救済のための施策

#### ① 相談・支援体制の充実

人権に関するさまざまな相談に対応するため、生活相談や人権相談を行っていますが、相談内容の多様化などから、その取組や情報提供機能の充実強化を図ることが必要となっています。

また、人権が侵害された被害者の救済に関しては、国の状況をふまえながら、被害を最小限に止める保護のあり方を要請するとともに、潜在化しがちな人権侵害の被害状況の把握に努めます。

#### 基本方針 ……▶

- さまざまな人権相談に対応するために、津地方法務局や三重県人権センターなどの関係機関と連携して相談員の資質向上を図るなど、相談、支援体制の充実に努めます。

| 施策          | 内容                                                                                                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談体制の整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県人権センター、児童相談所などの県の機関と人権擁護委員、民生委員、児童委員、NPOなどとの情報交換を密にするなど、関係機関の連携を充実することにより、相談、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>         |
| 相談体制の周知     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種相談機関などに関する情報について「広報いせ」をはじめ、各種広報媒体を活用し、提供していきます。</li> </ul>                                                     |
| 救済に向けた連携の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様化する相談内容に対し、適切な支援先へつなげるため、日頃から各分野の専門機関等との連携を密にするとともに、救済の制度を持つ法務局や三重県との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。</li> </ul> |

## ④ 障がい者の人権

### 現状と課題 ……▶

わが国では1993年（平成5年）に、これまでの「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められました。また、2004年（平成16年）には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の自立と社会参加の支援などが明示され、基本的理念に障がいを理由とする差別などの禁止が規定されました。2006年（平成18年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が地域で暮らせる社会づくりの実現に向けた施策への転換が図られました。

さらに、2011年（平成23年）には「障害者権利条約」の批准に必要な法整備の一環として「障害者基本法」が改正され、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現が目的に掲げられました。また、障がいのある人が社会参加できない理由には社会の側の障壁（バリア）があるとし、その社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化などが規定されました。2013年（平成25年）6月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年（平成28年）に施行されました。その後、2021年（令和3年）6月に、「障害者差別解消法」が改正され、2024年（令和6年）4月から、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちづくりを推進する必要があります。

### 基本方針 ……▶

- 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障がいの社会モデルの観点から、障がいに対する正しい知識の普及や配慮が必要なことへの理解を深める取り組みを推進します。
- 誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちを目指し、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活などの支援を進めます。

| 施策           | 内容                                                                                                                                                                                             |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利擁護の推進、虐待防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の権利擁護の推進に向けて、関係機関との連携を強化し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用支援を進めます。</li> <li>● 障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発を推進するなど、障がいのある人への虐待を防止します。</li> </ul> |

| 施 策               | 内 容                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談・支援体制の充実        | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援センターによる障がいのある人に関するさまざまな相談への対応と適切な機関・制度につなぐ支援を充実します。</li> </ul>                                                                                                    |
| 障がいに関する教育・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの特性や必要な配慮などの理解を深めるように、障がい者サポーター制度を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるインクルーシブスポーツなどの交流の場づくりを推進し、市民の意識の啓発・広報活動を進めます。</li> </ul>                                             |
| 地域社会での自立の促進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、生活環境面でのバリアの除去に努めるとともに、あらゆる機会を通じて、心のバリアをなくしていくための啓発に取り組みます。</li> </ul>                                                          |
| 生涯学習・交流機会の提供      | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人がいきいきした生活を送れるように、生涯学習の機会として、文化、スポーツ、地域活動などの多様な活動に参加できるよう、障がいのある人の交流についても支援します。</li> </ul>                                                                      |
| 雇用・就労の促進          | <ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の雇用促進については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、雇用の拡大、職業の安定のための啓発を進めます。</li> <li>障がい特性に合った多様な雇用機会の提供と就労後の定着支援を進めるべく、関係機関と連携した総合的な就労支援を行いながら、障がいのある人の就労促進を図ります。</li> </ul> |

※「障がい」と「障害」の表記について

本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、原則として法律名や制度名などの固有名詞等を除き、「害」の字をひらがなとし「障がい」と表記しています。

## ⑦ インターネットによる人権侵害

### 現状と課題 ……▶

インターネットは、私たちの生活の広い分野にわたって利用されており、なくてはならないものとなっています。私たちの生活をより豊かに、より便利にしてくれる一方で、インターネット上の人権侵害の課題としては、他人への誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)などが挙げられます。このような行為は人を傷つけるものであり、人権侵害にあたる行為をした人が罪に問われることもあります。

小学生・中学生などの青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS などを利用した誹謗中傷や売春に巻き込まれるなど、こどもが加害者や被害者になる事案も発生しています。国は、2009年(平成21年)4月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行して対策を進めています。(2018年(平成30年)に改正)

このような問題に対しては、人権教育や啓発といった取組を強化していくことが重要であり、そうした行為が重大な人権侵害であることをすべての市民が認識する必要があります。また人権意識やメディアリテラシー(メディアから必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力)を高める教育や啓発を充実させる必要があります。

### 基本方針 ……▶

- インターネット上での個人に対する誹謗・中傷、差別書込みを防ぐため、啓発活動の推進に努めます。
- 学校教育においては、インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラルなどについての教育を推進します。
- インターネット上の人権侵害や、プライバシーに関する問題に対する相談・支援体制を充実させます。

| 施策               | 内容                                                                                                         |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 啓発の推進            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットでの人権侵害について、広報やホームページ、講座などを活用した啓発活動を行います。</li> </ul>        |
| インターネット上の人権教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校教育において、インターネット上の人権侵害に対して理解を深める教育を実施します。</li> </ul>              |
| 人権侵害に対する対応       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネット上での人権侵害について、プロバイダ事業者などの関係機関と連携し、削除要請など適切に対応します。</li> </ul> |
| 相談体制の充実          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットにおける人権問題の相談体制を充実するとともに、その周知を行います。</li> </ul>               |

---

< 用語解説 >

---

〔あ〕

### ■インクルーシブ

インクルーシブ (inclusive) は日本語で「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉。さまざまな背景を持つあらゆる人を区別することなく、尊重し受け入れること。

### ■H I V

H I Vとは、Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス) のことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守る (このことを”免疫”といいます) のに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ (CD4 陽性細胞) などに感染するウイルス。感染した結果、これらの細胞の中で HIV が増殖する。このため、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていき、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、さまざまな病気を発症する。この病気の状態をエイズ (AIDS: Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群) と言う。

### ■L G B T Q

L G B T Qとは、レズビアン (Lesbian: 女性同性愛者 (自分の性自認が女性で性的指向が女性に向いている人))、ゲイ (Gay: 男性同性愛者 (自分の性自認が男性で性的指向が男性に向いている人))、バイセクシュアル (Bisexual: 両性愛者 (性的指向が女性にも男性にも向いている人))、トランスジェンダー (Transgender: 自分の性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なると感じる人)、クエスチョニング (Questioning: 自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人) の頭文字から作られた言葉で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われている。

L G B T Qのうち、「L」「G」「B」は性的指向、つまり、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのか (どのような性別の人を好きになるのか) に関わる類型であり、「T」「Q」は性自認 (性同一性)、つまり、自分の性をどのように認識しているか (「心の性」と言われることもある) に関する類型である。

### ■N P O

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野における営利を目的としない、一般的には民間のボランティア団体や市民活動団体を意味する。

〔か〕

### ■権利擁護

障がいや認知機能の低下などにより自分の権利を主張することに困難を抱えている人が尊厳を保ちながら生活できるように、適切な権利の行使を支援したり、権利の侵害の解消や予防をすること。

## ■合理的配慮

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現にあたり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。

[さ]

## ■社会的障壁

障がいがある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。

## ■ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返すこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

## ■性と生殖に関わる健康・権利【reproductive health/rights(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)】

性と生殖に関わる健康【リプロダクティブ・ヘルス】

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつこと。

性と生殖に関わる権利【リプロダクティブ・ライツ】

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

## ■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。

## ■セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなどさまざまなものが含まれる。

[な]

## ■認知症

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性、レビー小体型認知症の大きく3つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

### ■ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同じように人権を認められ、共に地域で社会生活を送ることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

〔は〕

### ■バリアフリー

日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となり得る事物、制度、慣行、観念などを取り除くこと。それにより、すべての人にとって暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。

### ■ヘイトスピーチ

ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティ要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障がい、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。

### ■放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全育成を図るもの。

〔や〕

### ■やさしい日本語

簡単な表現や言葉をつかい、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

### ■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。

### ■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

## 消防指令業務の共同運用について

### 1 概要

119 番通報を受信し、救急隊や消防隊に出動指令を出す消防指令業務（通信指令業務）について、広域的な災害対応の強化及び施設整備や維持管理に係る経費の削減並びに人員の効率化などを目的として、消防指令システムの更新時期が近い松阪市以南の 7 消防本部による消防指令業務の共同運用を検討しています。

### 2 本市の現状及び共同運用の状況

本市の平成 28 年から運用している消防指令システムは、常に信頼性の高い機能を維持する必要があることから、定期的に保守点検等を実施していますが、12 年程度で更新が必要となり、令和 10 年に更新の時期を迎えます。

また、これまで、消防指令システムは、消防本部ごとに整備することが一般的でしたが、総務省消防庁において「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」が改正され、消防指令業務の共同運用が特に効果大きいものの一つとして示されました。令和 5 年 4 月現在、全国で 46 地域 193 消防本部において共同運用が行われており、今後においても増加傾向にあります。

三重県においては、「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」が策定され、3 地域で消防指令業務の共同運用が開始又は予定となっています。

#### 【三重県内の状況】

- ① 三重北消防指令センター H28～運用開始  
(四日市市、桑名市、菰野町 587,520 人)
- ② (仮称) 三重西消防指令センター R 6～予定  
(伊賀市、名張市 165,153 人)
- ③ (仮称) 三重中央消防指令センター R 8～運用予定  
(津市、鈴鹿市、亀山市 520,042 人)



### 3 共同運用する消防本部

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ① 伊勢市（1市2町）             | 145,653人       |
| ② 松阪地区広域消防組合（1市2町）      | 195,611人       |
| ③ 鳥羽市（1市）               | 17,525人        |
| ④ 志摩市（1市1町）※旧南勢町含む      | 52,630人        |
| ⑤ 紀勢地区広域消防組合（3町）※旧南島町含む | 20,899人        |
| ⑥ 三重紀北消防組合（1市1町）        | 30,856人        |
| ⑦ <u>熊野市（1市2町）</u>      | <u>34,365人</u> |
| 計 7消防本部（6市10町）          | 497,539人       |

### 4 共同運用により見込まれる主な効果

- (1) 119番通報が集中した場合における受信能力及び処理能力が向上します。
- (2) 災害発生状況を一元的に把握することができるため、広域的な災害対応の強化が図れます。
- (3) 施設整備費や維持管理費を削減することができます。
- (4) 人員の効率化により、増加傾向にある救急出動、自然災害等に対応するための消防署の体制強化が図れます。

### 5 消防指令業務の共同運用に係る経費

#### (1) 消防指令システム整備及び施設整備（7消防本部）

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ① 消防指令システム整備設計業務           | 26,950千円        |
| ② 消防指令システム整備工事             | 2,013,044千円     |
| ③ 伊勢市消防本部4階フロア改修設計業務       | 5,500千円         |
| ④ <u>伊勢市消防本部4階フロア改修工事等</u> | <u>90,354千円</u> |
| 合計                         | 2,135,848千円     |

※各消防本部が単独で整備した場合は3,312,603千円が必要となります。

(2) 消防指令システム整備及び施設整備（伊勢市の負担額）

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| ①消防指令システム整備設計業務       | 6,678 千円   |
| ②消防指令システム整備工事         | 424,507 千円 |
| ③伊勢市消防本部 4 階フロア改修設計業務 | 1,363 千円   |
| ④伊勢市消防本部 4 階フロア改修工事等  | 22,389 千円  |
| 合計                    | 454,937 千円 |

※単独で整備した場合に必要な 660,000 千円に比べ約 30%削減できます。

※防災対策事業債を活用予定（充当率 90%のうち交付税算入率 50%）

(3) 維持管理に係る経費（7 消防本部 10 年間総額）

2,131,393 千円（伊勢市の負担分 528,117 千円）

※伊勢市が単独で整備した場合：589,091 千円

## 6 人員の効率化

共同運用に必要となる 28 人を各消防本部から配分します。

- ・ 7 消防本部 67 人 → 28 人（△39 人）
- ・ 伊勢市消防本部 13 人 → 8 人（△5 人）

## 7 消防指令センターを整備する場所

- ・ 伊勢市消防本部 4 階（竣工：平成 27 年 11 月 床面積：609.71 m<sup>2</sup>）  
建物構造：鉄筋コンクリート造 4 階建 防災センター併設（免震構造）

## 8 共同運用の方法

職員の身分の変更や自治体の権限の移動がないこと、協議会として実施した業務はそれぞれの自治体が行った業務として効力を有することなどから地方自治法第 252 条の 2 の 2 に基づく協議会を設置して運用します。

### 【協議会規約の概要】

- ・ 協議会の事務所は伊勢市に置く。
- ・ 協議会の職員は各消防本部から配分する。
- ・ 協議会の事務は伊勢市の条例等により管理及び執行する。
- ・ 協議会の事務に要する費用は、均等按分及び人口割により伊勢市に納付する。（均等按分 30%、人口按分 70%）

## 9 三重南消防連携・協力実施計画の提出について

総務省消防庁の定める「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」において、消防の連携・協力を行おうとするときは、連携・協力実施計画を作成し、都道府県に提出することとされています。

なお、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修については、財政措置が講じられます。

また、令和10年度以降に更新予定のデジタル無線の更新についても、連携・協力実施計画に含むことで財政措置が講じられます。

## 10 今後のスケジュール（予定）

|          |                                               |
|----------|-----------------------------------------------|
| 令和6年3月   | 消防連携・協力実施計画を三重県へ提出                            |
| 令和6年6月   | 協議会の設立について各議会へ報告<br>協議会規約議案を各議会へ提出（議決）        |
| 8月       | 協議会設置に関する協議書の締結<br>協議会の設置を三重県へ届出              |
| 令和7年3月   | 実施設計に係る予算要求                                   |
| 令和7年4月～  | 実施設計（消防指令システム整備）                              |
| 令和8年3月   | 整備工事に係る予算要求                                   |
| 4月～      | 整備工事（消防指令システム整備）<br>実施設計（消防本部4階フロア改修）         |
| 令和9年度    | 整備工事（消防指令システム整備、4階フロア改修1期）<br>基礎調査（デジタル無線）    |
| 令和10年4月～ | 共同運用開始<br>整備工事（消防本部4階フロア改修2期）<br>実施設計（デジタル無線） |
| 令和11年4月～ | 更新工事（デジタル無線）                                  |
| 令和13年4月～ | 運用開始（デジタル無線）                                  |

総務政策委員協議会 資料5-2

令和6年2月7日

担当:消防本部 総務課

通信指令課

## 三重南消防連携・協力実施計画

(消防指令業務の共同運用)

(案)

令和6年 月

伊勢市消防本部・鳥羽市消防本部・熊野市消防本部・志摩市消防本部  
三重紀北消防組合消防本部・松阪地区広域消防組合消防本部  
紀勢地区広域消防組合消防本部

## 目次

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| はじめに                                      | 1  |
| 計画の目的                                     | 2  |
| 1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針                 | 2  |
| (1)消防力・消防需要の現況及び将来予測                      | 2  |
| ①消防需要の現況                                  | 2  |
| ②将来推計人口                                   | 4  |
| ③災害等の現況と将来予測                              | 9  |
| ④財政の現況と将来予測                               | 14 |
| ⑤人員の現況と将来予測                               | 16 |
| (2)連携・協力実施後の消防についての基本的な方針                 | 17 |
| ①広域的な災害対応能力の向上及び初動体制の強化                   | 18 |
| ②高度な施設・設備の効率的な整備及び職員の再配置                  | 18 |
| ③関係地域全体に拡がる消防力の充実・強化                      | 19 |
| (3)連携・協力実施の検討体制                           | 19 |
| (4)実施スケジュール                               | 20 |
| 2 連携・協力をを行う消防事務の内容及び方法                    | 21 |
| (1)連携・協力をを行う消防事務の内容                       | 21 |
| (2)連携・協力をを行う地域                            | 21 |
| (3)連携・協力をを行う方法                            | 21 |
| (4)連携・協力に要する人員の配置                         | 21 |
| (5)連携・協に伴う施設等の整備計画                        | 22 |
| (6)連携・協りに係る費用の見通しと分担方法                    | 23 |
| 3 連携・協力をを行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する<br>事項 | 25 |

## はじめに

消防指令業務は、消防活動の最前線として、119番通報の受信・出動指令・情報伝達などを主とし、迅速かつ的確な対応が求められています。これに伴う「消防指令システム」は、自治体消防の原則から消防本部ごとに整備・維持管理してきましたが、消防救急無線のデジタル化などの技術革新や社会情勢の変化に対応していくため、より高度で専門性の高い設備が必要であり、その整備や維持管理に要する費用負担は、各消防本部の大きな課題となっています。

また、人口減少により地方自治体の人的・財政的資源が限られる一方で、新型コロナウイルスの流行や高齢化社会の進行に伴う救急需要の増加があり、また地震・テロなど複雑・多様化する各災害に対しても、迅速かつ的確な対応が必要となります。さらに大規模災害となれば、近隣消防本部と緊密に連携するなど広域的な災害対応が求められています。

このことから総務省消防庁から、消防組織法（昭和22年法律第226号）第32条第1項の規定に基づき、「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正」（平成30年3月30日消防庁告示第8号）及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について」（令和4年3月31日消防庁長官通知）が示されました。この中で、消防の連携・協力の一類型として高機能消防指令センターの共同運用が挙げられており、その効果も高いことから積極的に検討を進めるべきとされています。これらを踏まえ、今後も限られた人的・財政的資源を有効活用し、持続可能な消防体制を構築・確立していくため、7消防本部（伊勢市消防本部、鳥羽市消防本部、熊野市消防本部、志摩市消防本部、三重紀北消防組合消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部及び紀勢地区広域消防組合消防本部をいう。以下同じ。）で、消防指令業務の共同運用に向けて検討を進めています。

## 計画の目的

本計画はこれまでの検討結果を踏まえ、消防組織法（昭和22年法律第226号）第32条第1項の規定に基づく、「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正」（平成30年3月30日消防庁告示第8号）及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について」（令和4年3月31日消防庁長官通知）に基づき、7消防本部の連携・協力に係る高機能消防指令センターの共同運用を円滑に実施し、地域全体の消防力の強化と住民サービスの向上を図ることを目的に策定するものです。

### 1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

#### (1) 消防力・消防需要の現況及び将来予測

##### ① 消防需要の現況

図表1 消防力の概要

|                       | 伊勢市<br>消防本部  | 鳥羽市<br>消防本部 | 熊野市<br>消防本部 | 志摩市<br>消防本部 | 三重紀北<br>消防組合 | 松阪地区広域<br>消防組合 | 紀勢地区広域<br>消防組合 | 合計       | 備考           |           |
|-----------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|----------------|----------------|----------|--------------|-----------|
| 面積 (km <sup>2</sup> ) | 384.26       | 107.34      | 541.10      | 287.80      | 449.25       | 767.68         | 729.22         | 3,266.65 | 消防年報<br>(R4) |           |
| 人口 (人)                | 145,653      | 17,525      | 34,365      | 52,630      | 30,856       | 195,611        | 20,899         | 497,539  | 国勢調査<br>(R2) |           |
| 世帯数 (世帯)              | 59,673       | 7,382       | 16,186      | 22,416      | 14,967       | 78,672         | 9,172          | 208,468  | 国勢調査<br>(R2) |           |
| 署所                    | 消防署          | 1           | 1           | 1           | 1            | 3              | 4              | 1        | 12           | 2023 (R5) |
|                       | 分署           | 3           | 0           | 3           | 5            | 0              | 5              | 2        | 18           | 2023 (R5) |
|                       | 出張所・分遣所      | 3           | 1           | 1           | 0            | 1              | 0              | 1        | 7            | 2023 (R5) |
| 職員<br>(人)             | 消防吏員<br>(定数) | 216         | 46          | 81          | 150          | 120            | 280            | 92       | 985          | 2023 (R5) |
|                       | 消防吏員<br>(実数) | 200         | 46          | 80          | 147          | 109            | 276            | 87       | 945          | 2023 (R5) |
|                       | その他の<br>職員   | 15          | 3           | 0           | 0            | 4              | 20             | 1        | 43           | 2023 (R5) |
|                       | 小計           | 215         | 49          | 80          | 147          | 113            | 296            | 88       | 988          | 2023 (R5) |
| 災害<br>(件)             | 火災           | 42          | 5           | 13          | 20           | 13             | 73             | 8        | 174          | 2022 (R4) |
|                       | 救急           | 9,172       | 1,524       | 2,292       | 4,586        | 2,261          | 15,539         | 1,779    | 37,153       | 2022 (R4) |
|                       | 救助           | 95          | 6           | 20          | 36           | 25             | 119            | 14       | 315          | 2022 (R4) |
| 119番通報受信(件)           | 13,376       | 2,063       | 2,635       | 4,672       | 2,964        | 19,599         | 2,493          | 47,802   | 2022 (R4)    |           |

図表2 三重県内の現況（令和6年1月）

※H28～運用中 人口（人） 面積（km<sup>2</sup>）

|             |         |        |
|-------------|---------|--------|
| 三重北消防指令センター | 587,520 | 723.45 |
| 四日市市消防本部    | 331,568 | 221.24 |
| 桑名市消防本部     | 215,393 | 394.93 |
| 菟野町消防本部     | 40,559  | 107.28 |

※R8～運用開始 人口（人） 面積（km<sup>2</sup>）

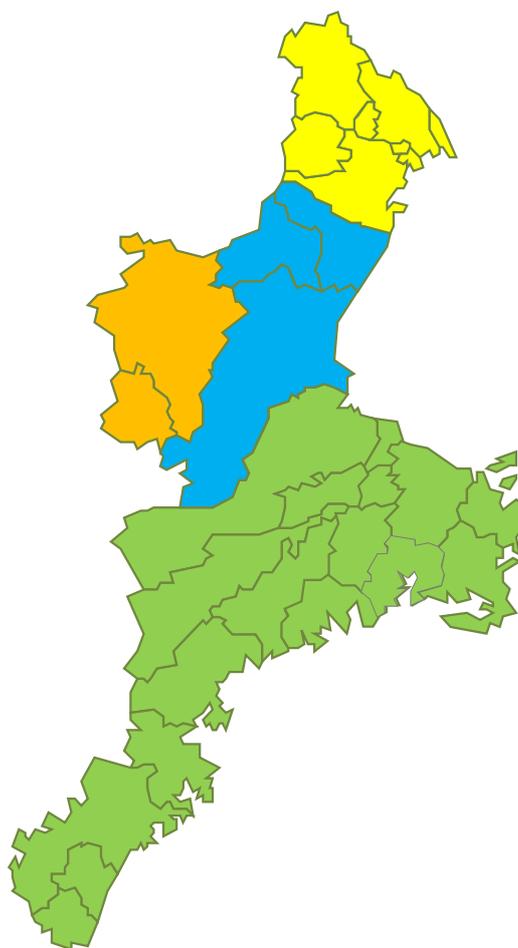
|         |         |         |
|---------|---------|---------|
|         | 520,042 | 1096.69 |
| 津市消防本部  | 274,537 | 711.19  |
| 鈴鹿市消防本部 | 195,670 | 194.46  |
| 亀山市消防本部 | 49,835  | 191.04  |

※R6～運用開始 人口（人） 面積（km<sup>2</sup>）

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
|         | 165,153 | 688.00 |
| 伊賀市消防本部 | 88,766  | 558.23 |
| 名張市消防本部 | 76,387  | 129.77 |

※R10～運用開始を検討 人口（人） 面積（km<sup>2</sup>）

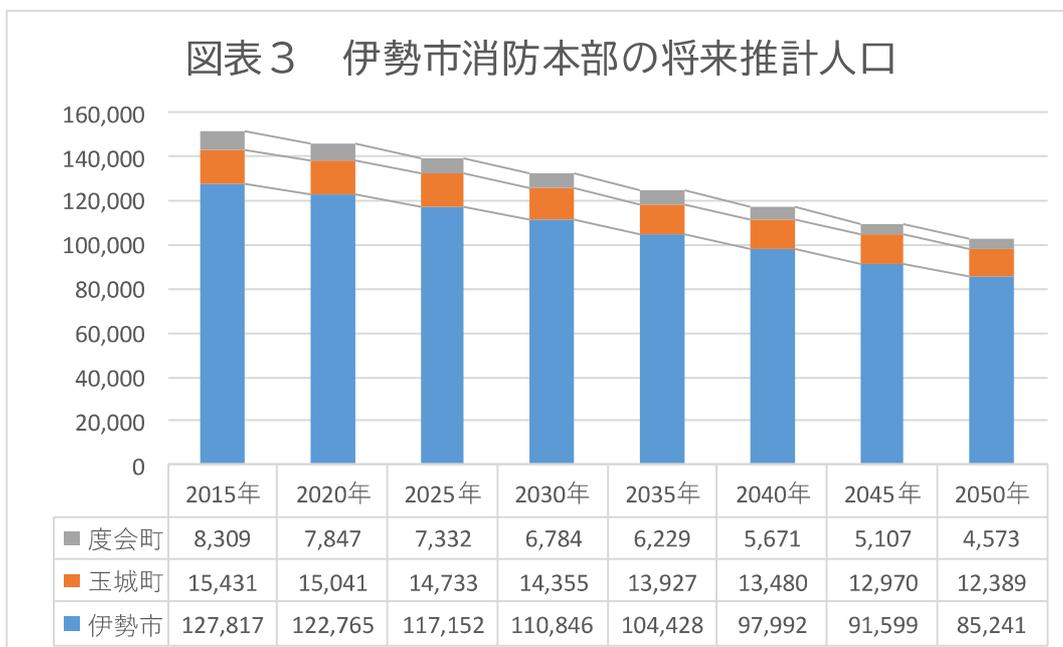
|                 |         |         |
|-----------------|---------|---------|
| （仮称）三重南消防指令センター | 497,539 | 3266.65 |
| 伊勢市消防本部         | 145,653 | 384.26  |
| 鳥羽市消防本部         | 17,525  | 107.34  |
| 熊野市消防本部         | 34,365  | 541.10  |
| 志摩市消防本部         | 52,630  | 287.80  |
| 三重紀北消防組合        | 30,856  | 449.25  |
| 松阪地区広域消防組合      | 195,611 | 767.68  |
| 紀勢地区広域消防組合      | 20,899  | 729.22  |



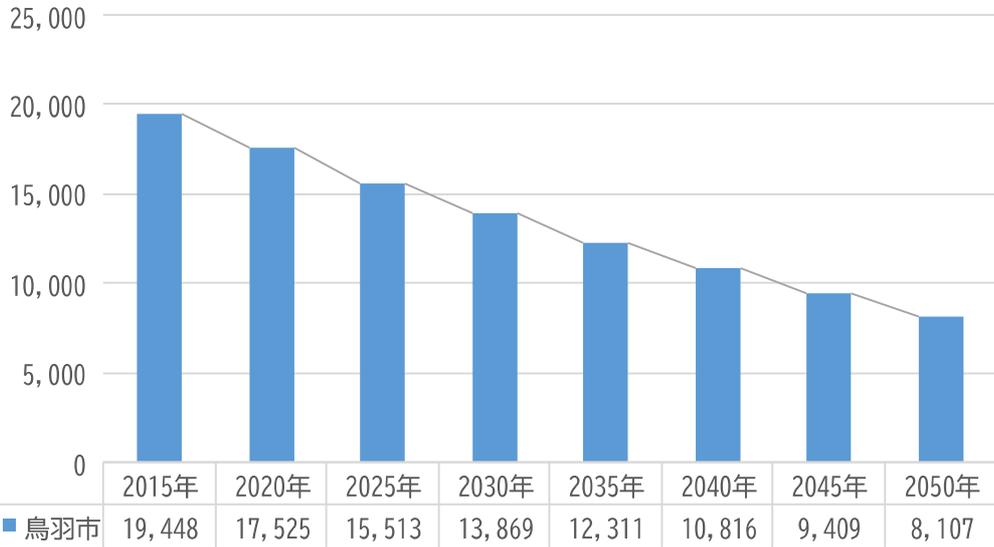
三重県内の現況は、三重北指令センター（四日市市消防本部、桑名市消防本部、菟野町消防本部）が平成28年より運用されています。続いて、伊賀市消防本部、名張市消防本部が令和6年度より、津市消防本部、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部が令和8年度より運用開始を予定しています。

## ②将来推計人口

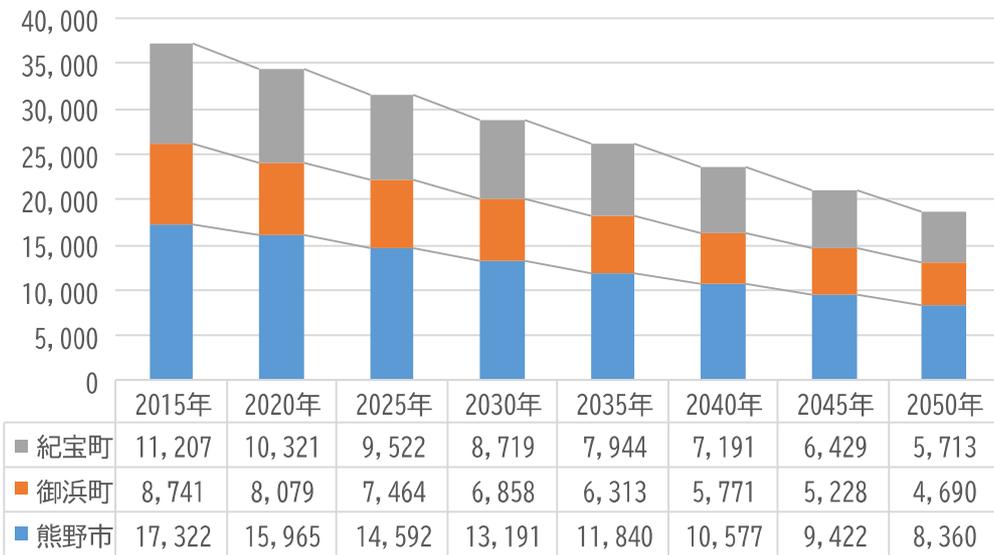
当地域の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると次のとおりです。2015年、2020年の人口は国勢調査より抜粋。2025～2050年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023）年推計）」を参照しています。ただし、旧南島町及び旧南勢町はデータがないため、南伊勢町のデータを参考に独自で作成したのになります。



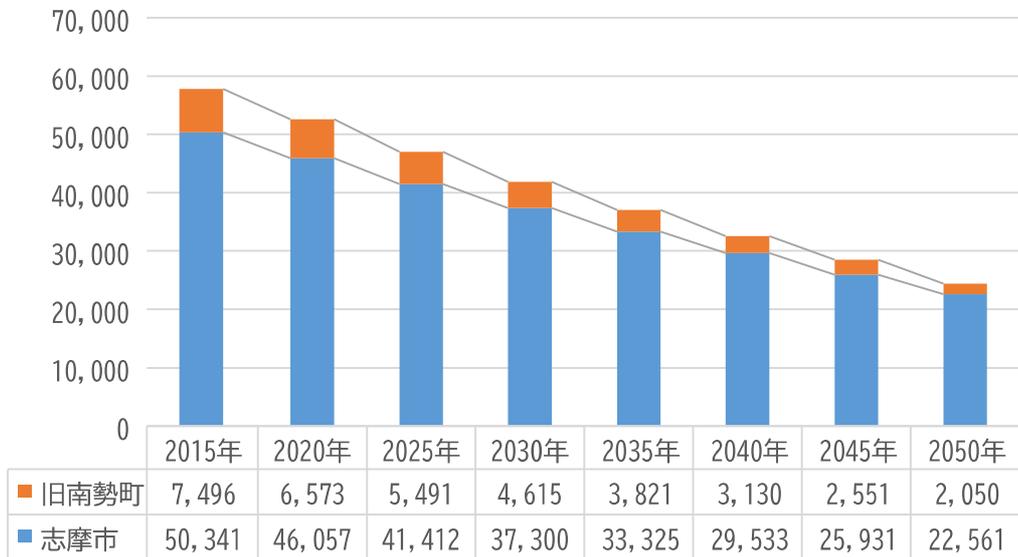
図表4 鳥羽市消防本部の将来推計人口



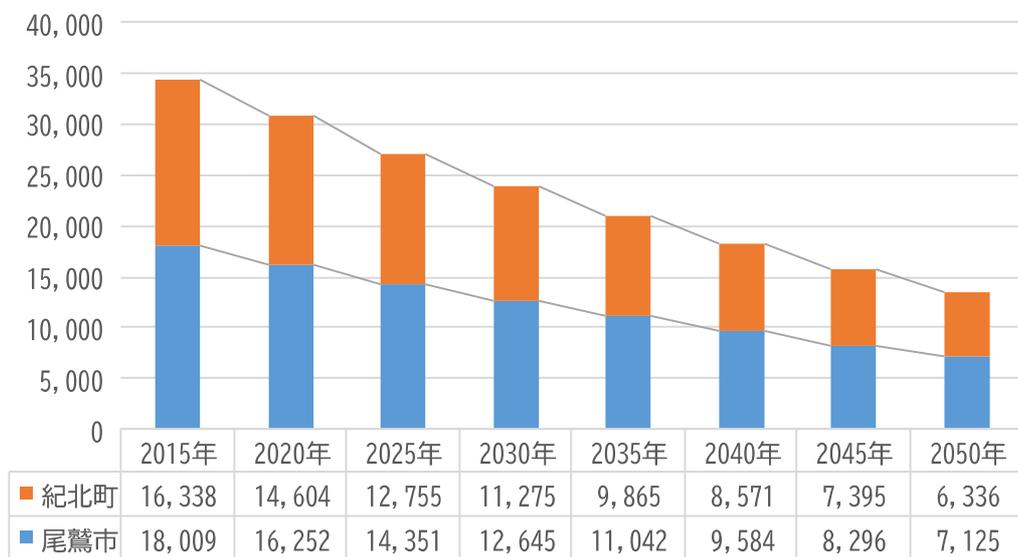
図表5 熊野市消防本部の将来推計人口



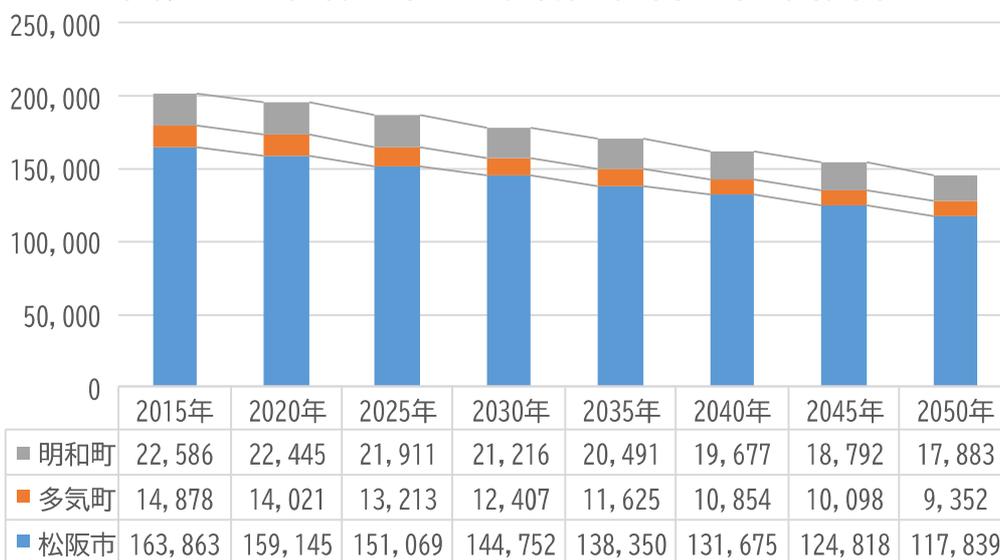
図表6 志摩市消防本部の将来推計人口



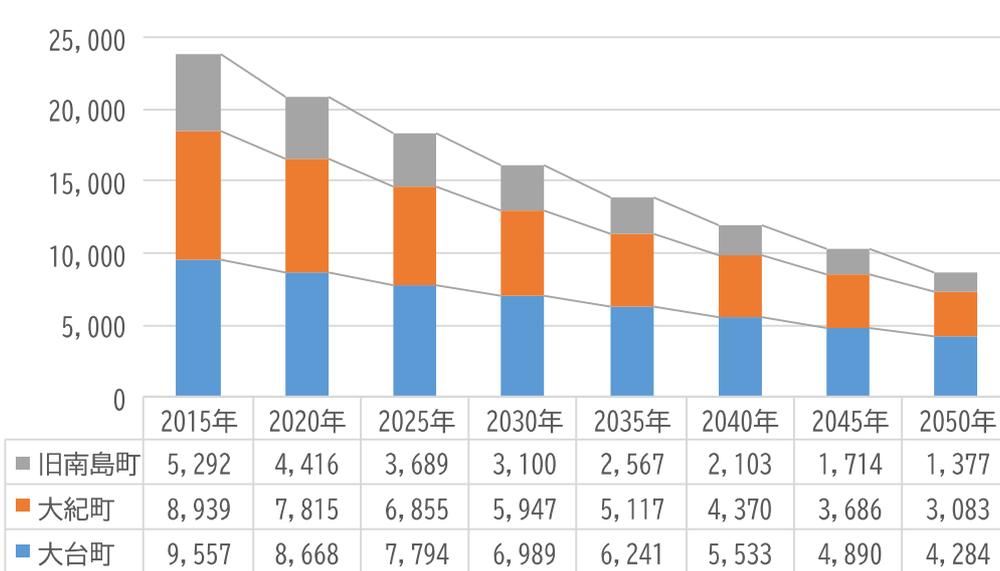
図表7 三重紀北消防組合の将来推計人口



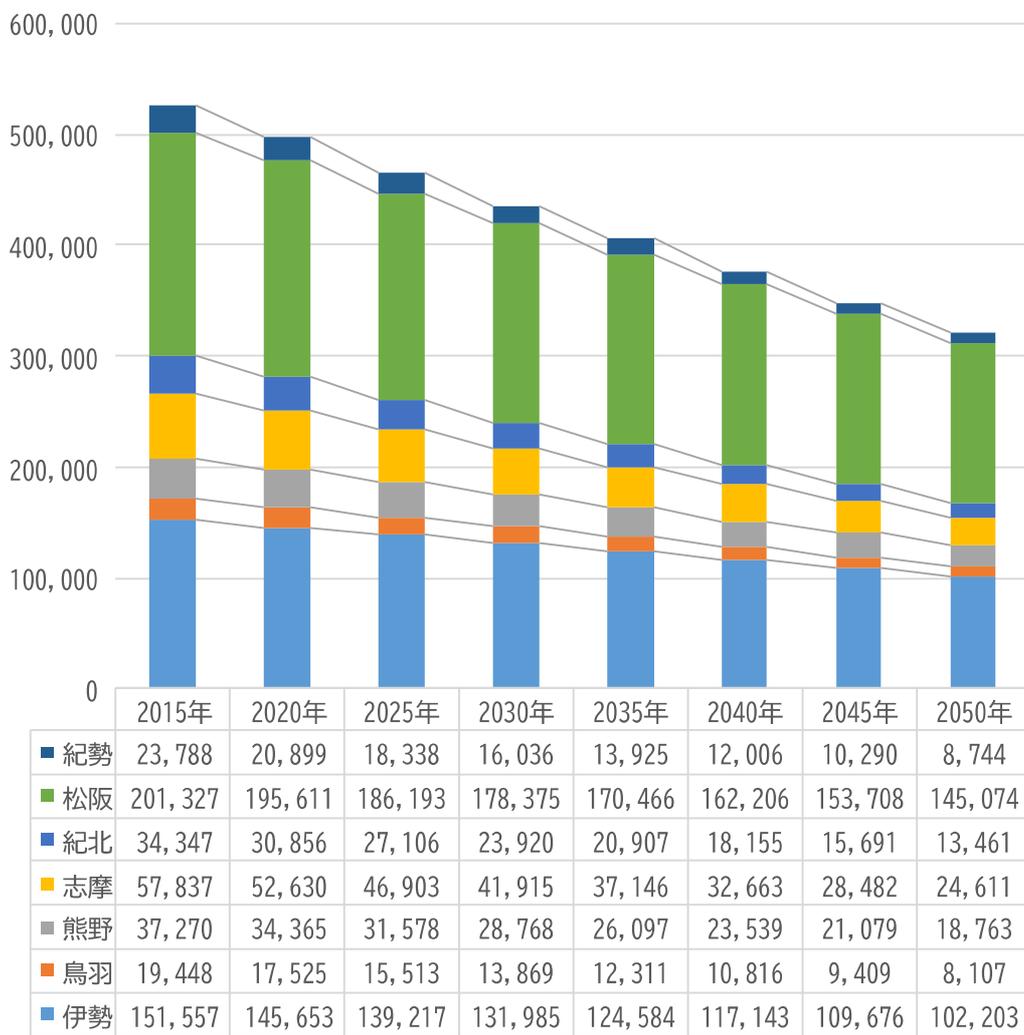
図表8 松阪地区広域消防組合の将来推計人口



図表9 紀勢地区広域消防組合の将来推計人口



図表 10 当地域の将来推計人口（7消防本部の合計）



a. 将来推計人口の分析と将来予測（図表3～10）

当地域の将来推計人口は、7消防本部ともに減少傾向が続き、2050年には合計で320,963人となり、当地域は約32万人規模まで縮小されることが推測されます。

図表11 地域別の将来推計人口

|            | 2020年   | 2050年   | 増減比    |
|------------|---------|---------|--------|
| 伊勢市消防本部    | 145,653 | 102,203 | -29.8% |
| 鳥羽市消防本部    | 17,525  | 8,107   | -53.7% |
| 熊野市消防本部    | 34,365  | 18,763  | -45.4% |
| 志摩市消防本部    | 52,630  | 24,611  | -53.2% |
| 三重紀北消防組合   | 30,856  | 13,461  | -56.4% |
| 松阪地区広域消防組合 | 195,611 | 145,074 | -25.8% |
| 紀勢地区広域消防組合 | 20,899  | 8,744   | -58.2% |
| 合計         | 497,539 | 320,963 | -35.5% |

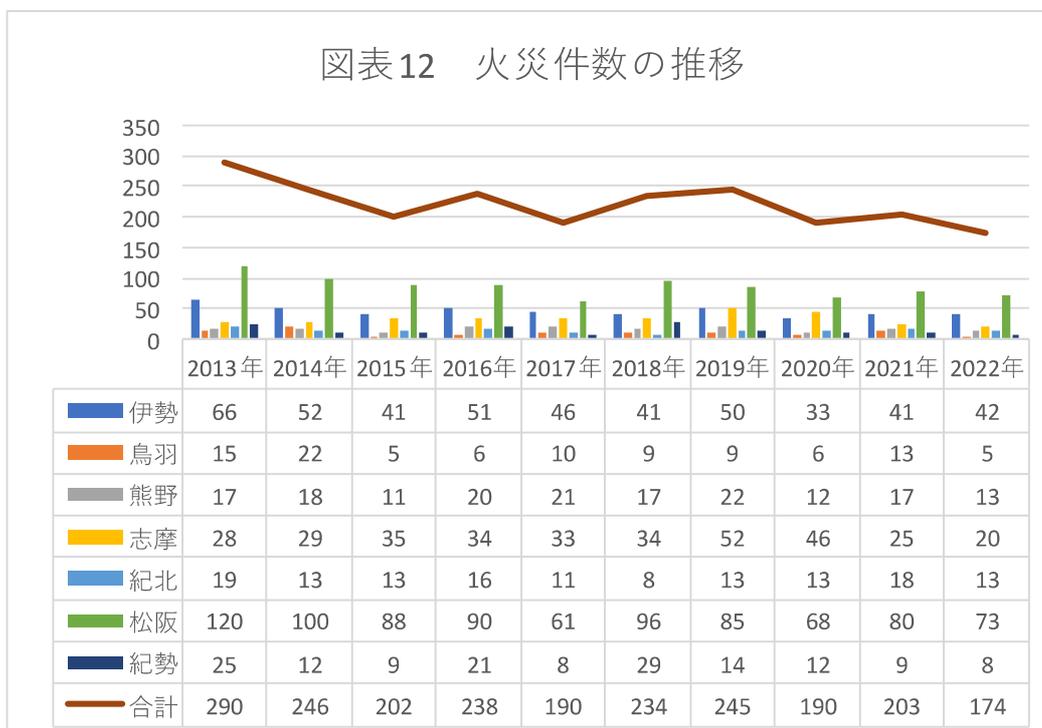
**b. 地域別の将来推計人口の分析と将来予測（図表11）**

地域別にみても7消防本部すべての地域で減少傾向であり、60%近く減少する地域もみられます。2020年と比較すると、2050年には全体で、人口が約35%減少すると見込まれます。

**③災害等の現況と将来予測**

当地域における過去10年間の災害件数（火災、救急、救助）と119番通報受信件数の推移は次のとおりです。

図表12 火災件数の推移

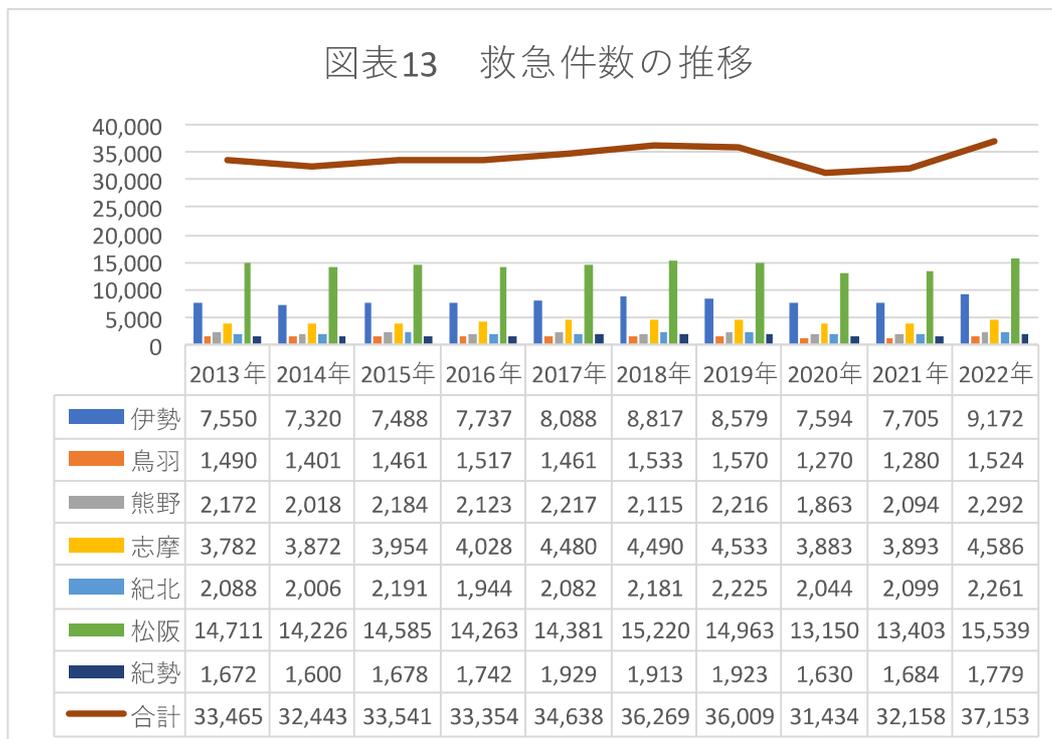


a. 火災件数の推移と将来予測（図表12）

当地域における過去10年間の火災件数の推移は、一時的な増減はありますが、近年は200件前後で推移しています。出火要因も様々であり、将来予測は困難ですが、住宅等の設備や火災の発生原因となる器具も機能面で向上しており、当面は横ばい又は減少傾向が続くものと考えられます。

しかしながら、近年県内では単独消防本部では、消火困難な工場等の大規模火災や密集地での住宅火災も発生しており、当地域でも同様の対象物や住宅地を多数有しており、このような大規模な火災が発生した場合に迅速に対応できるよう隣接消防本部との応援・受援体制の構築と更なる強化が必要となっています。

図表13 救急件数の推移

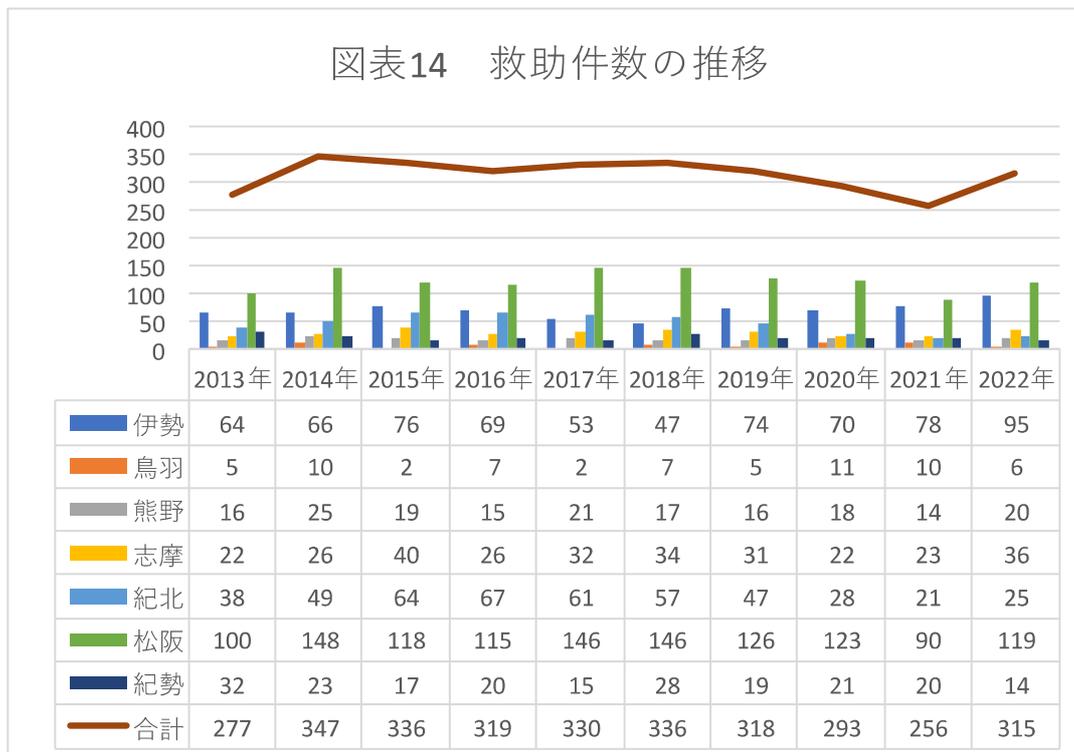


**b. 救急件数の推移と将来予測（図表13）**

当地域における過去10年間の救急件数の推移は、2018年まで増加傾向にありましたが、2020年には一時的に減少し、翌年から再び増加に転じています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会活動の低下等が一時減少に転じた要因として挙げられますが、新型コロナウイルス感染患者の搬送やそれに伴う病院収容困難事例の増加、救急隊の感染対策強化や救急車の消毒作業など救急隊員の負担は著しく増加しています。

また今後の救急件数については高齢化社会の更なる進行やウイズコロナへの移行により、今後も増加傾向が続くものと予測されます。

図表14 救助件数の推移

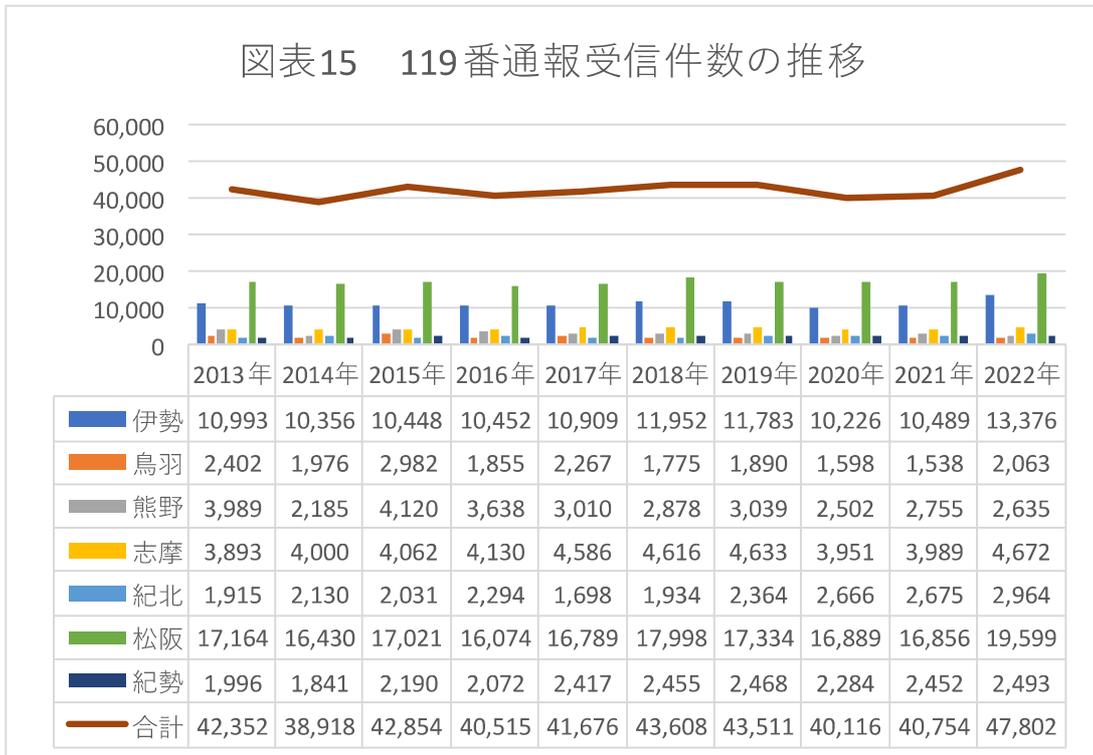


### c. 救助件数の推移と将来予測（図表14）

当地域における過去10年間の救助件数の推移は、一時的な増減はあるものの減少傾向にあり、近年は300件前後で推移しています。これも火災と同様に、その要因が様々であることから将来予測は困難ですが、当面は横ばい又は減少傾向が続くものと考えられます。

しかしながら、電気自動車の普及等、救助活動の複雑・多様化も更に進むことが予測され、また当地域は山岳・水難事故のおそれのある地域も有しています。複数の救助工作車を必要とする事案や山岳・水難事故、地震・豪雨など多数の救助隊員を必要とする事案の発生も危惧されます。このことから隣接消防本部との応援・受援体制の構築と更なる強化が必要となります。

図表15 119番通報受信件数の推移



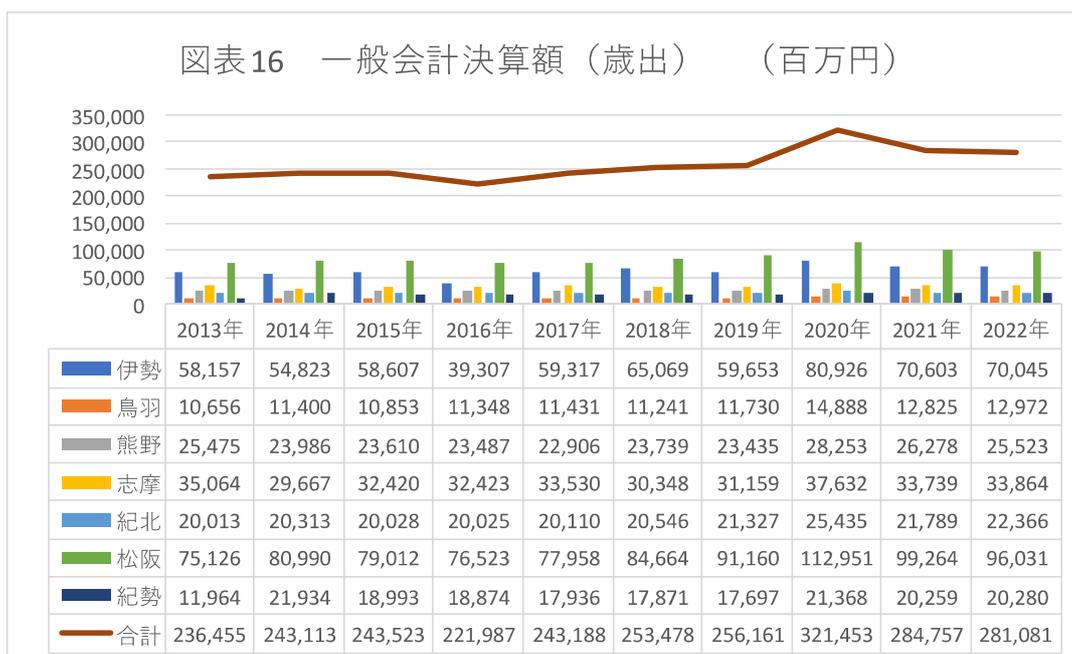
d. 119番通報件数の推移と将来予測（図表15）

当地域における過去10年間の119番通報件数の推移は、概ね救急件数の推移と連動しています。これは当地域の災害件数の約80%が救急要請であることから同様に推移しているものと考えられます。

このことから今後の119番通報件数については、救急件数の増加に伴い、増加していくものと予測されます。

#### ④財政の現況と将来予測

当地域における過去10年間の歳出時の一般会計決算額と消防費決算額の推移は次のとおりです。一般会計、消防費ともに関係市町の積算で算出しています。



##### a. 一般会計の推移と将来予測（図表16）

当地域における過去10年間の一般会計の決算額の推移は、各市町の施策状況により変動はありますが、関係市町の合計（近年を除く）は、2,400億円前後で推移していました。近年はコロナ対策等により、一時的に増加していますが、当地域では将来推計人口から住民の高齢化と人口減少が進行すると予測されることから、2,400億円前後で横ばい又は減少傾向に進むものと考えられます。

また、全国的にも高齢化や生産年齢人口の減少に伴う消費の低迷、雇用の減少等が予測されており、当地域のみならず全国の地方行政機関における今後の大きな課題となっています。

図表17 消防費決算額（歳出）（百万円）



※ 消防費決算額については、各消防本部独自の算定による

## b. 消防費の推移と将来予測（図表17）

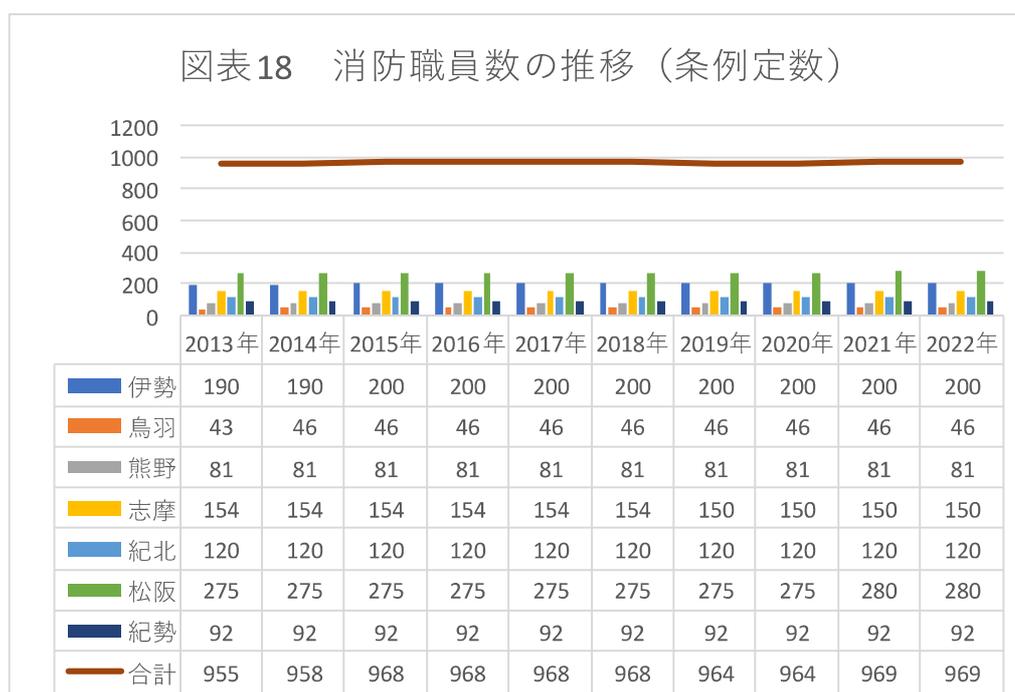
当地域における過去10年間の消防費の決算額の推移は、消防庁舎や車両・機器の整備、指令システムの更新など各消防本部の状況により変動はありますが、7消防本部の合計では100億円前後で推移しています。

消防費の多くは人件費が占めており、消防庁舎や車両・機器の整備等による一時的な予算の増加を除き、大きな変動はないものと考えられます。

また、人口減少が進行しても消防業務の性質上、適正な消防力を維持し続けていく必要があることから、将来の財政的な課題もありますが、老朽化した車両・機器の更新や消防力の拠点となる庁舎の維持、災害発生時に住民と消防をつなぐ指令センターの更新整備等、社会情勢に適応した消防装備や施設の維持管理は最低限必要であり、持続可能な消防体制を構築・確立していくためには消防費の確保が必要となります。

## ⑤人員の現況と将来予測

当地域における過去10年間の消防職員の条例定数と総務省消防庁の消防力の整備指針に基づく職員の充足率の推移は次のとおりです。なお、職員の充足率については、総務省消防庁 消防施設整備計画実態調査を参照しています。

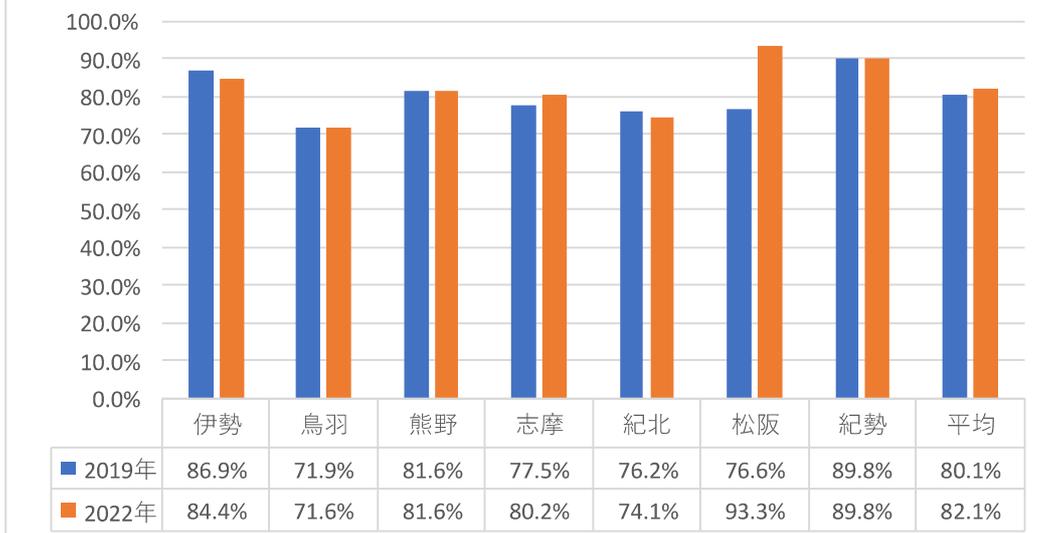


### a. 消防職員の現況と将来予測（図表18）

消防職員の確保については、消防業務の遂行や組織を維持していくうえで最も重要な要素です。当地域における過去10年間の消防職員の条例定数の推移は、一部増減している消防本部もありますが、ほとんどの消防本部で変化はなく、一定の職員数を保っています。

今後も署所の整備や組織改編に伴い、必要となる職員数の確保に努め、消防行政サービスを低下させることのないよう職員数を確保していく必要があります。

図表19 消防力の整備指針に基づく消防職員の充足率



#### b. 消防力の整備指針に基づく消防職員の充足率（図表19）

当地域における消防職員の充足率は、2019年・2022年ともに平均で80%台前半と消防力の整備指針より少ない職員数での消防運営が続いています。消防力の整備指針に見合う消防職員の増強も必要ではありますが、将来推計人口から人口減少が予測されている中で財政的な負担が増えることもあり、困難な状況となっています。

その一方で救急需要の高まりや複雑・多様化する災害、大規模な自然災害等への対応も求められており、将来的に人口減少が進行しても適正な消防力を維持し、持続可能な消防体制を構築・確立していくために、その基本となる消防職員の確保は今後の大きな課題となります。

#### (2)連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

当地域は人口減少の進行により、人的・財政的資源に限られる一方で、消防には救急需要の増加や複雑・多様化する各災害に対して、迅速・的確な対応が求められており、さらに大規模災害となれば近隣消防本部と緊密

に連携するなど広域的な災害対応が必要となります。

このことから次の事項を基本方針として、連携・協力（消防指令業務の共同運用）を実施することとします。

#### ①広域的な災害対応能力の向上及び初動体制の強化

消防の連携・協力（消防指令業務の共同運用）に伴い、災害情報が一元管理されることから、各本部の管轄区域境界付近の災害や単独消防では対応困難な大規模災害に対して迅速に対応できるよう、隣接消防本部との応援・受援体制を構築・強化し、広域的な災害対応能力の向上を図ります。これにより、はしご車や化学車などの特殊車両についても必要に応じ、迅速に応援出動することが可能となり、将来的には特殊車両の共同運用等、消防の連携・協力をさらに推進する契機とします。

また、災害出動の重複等により、管轄する消防本部の部隊が不足する場合においても、火災・救急・救助を問わず、隣接する消防本部から直近部隊を出動させ、消防隊現場到着時間の短縮を図るなど初動体制を強化することも可能となります。

#### ②高度な施設・設備の効率的な整備及び職員の再配置

高機能消防指令センターを7消防本部で整備・維持管理していくことで、単独運用と比べ関係市町の財政負担を軽減しつつ、高度な機能を有する消防指令施設を運用することが可能となり、地域住民に対しより良質な消防行政サービスを提供します。さらに共同指令センターに係る通信指令員を7消防本部で按分し運用することで、単独運用時に消防指令業務に配置されていた職員を各本部の必要とされる部署へ効率的に再配置することが可能となり、7消防本部の消防力を向上させることに繋がります。

また、専門性の高い通信指令員を育成することが可能となり、7消防

本部間の人事交流や情報交換をすることで、より広い視野を持つ人材育成や各組織の活性化を進めます。

### ③関係地域全体に拡がる消防力の充実・強化

当地域での消防の連携・協力（消防指令業務の共同運用）を第一歩として、県域での消防指令業務の共同運用やさらなる消防の連携・協力（他分野）への検討を進めることで、将来的に人口減少が進行していくことが予測される当地域においても、限られた人的・財政的資源を有効活用し、持続可能な消防体制を構築・確立していきます。これにより関係地域住民へ地域格差のない消防行政サービスを提供し、関係地域全体の消防力を充実・強化させることが可能となります。

### (3)連携・協力実施の検討体制

当地域では、令和4年4月より松阪地区広域消防組合消防本部・紀勢地区広域消防組合消防本部・三重紀北消防組合消防本部・熊野市消防本部の4本部が「松阪・紀勢・東紀州消防連携・協力勉強会」を設置、令和4年6月より伊勢市消防本部・志摩市消防本部・鳥羽市消防本部の3本部が「三地域消防連携・協力勉強会」を設置し、それぞれ検討を進めていました。

しかし、次回更新時期が重複すること、各々で共同指令センターを運用するより県南地域の7消防本部で1つの共同指令センターを運用することでより顕著な効果が得られることから、令和5年2月より「松阪・紀勢・東紀州及び三地域消防連携・協力勉強会」を設置し、7消防本部での共同運用を検討してきました。令和5年10月より「三重南消防連携・協力検討会」として、7消防本部での共同運用の実施について検討を進めております。

消防の連携・協力の実施については検討の結果、地方自治法（昭和22年

法律第67号) に定められている事務の共同処理の方法のうち、「協議会」方式を採用します。これは共同指令センターを関係する消防職員の身分の変更や自治体の権限の移動がないこと、協議会として実施した業務はそれぞれの自治体が行った業務として効力を有すること、関係する全ての消防本部が対等な立場となること等、公平で平等な運用方法であることから当地域の共同指令センターにおいては「協議会」方式により運用することとします。

#### (4)実施スケジュール

図表20 消防の連携・協力（消防指令業務の共同運用）実施スケジュール

|          | 内容                                             |
|----------|------------------------------------------------|
| 令和6年6月～  | 法定協議会の設置について各議会の議決                             |
| 令和6年8月～  | 協議会設置に関する協議書の締結<br>協議会の設置を三重県へ届出<br>連携・協力事務の開始 |
| 令和7年4月～  | 実施設計（共同指令センター）                                 |
| 令和8年4月～  | 整備工事（2年）（共同指令センター）                             |
| 令和9年4月～  | 基礎調査（デジタル無線）                                   |
| 令和10年4月～ | 運用開始（共同指令センター）、実施設計（デジタル無線）                    |
| 令和11年4月～ | 更新工事（2年）（デジタル無線）                               |
| 令和13年4月～ | 運用開始（デジタル無線）                                   |

## 2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

### (1)連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う消防事務は、高機能消防指令センターの共同整備及び運用とします。

### (2)連携・協力を行う地域

連携・協力を行う地域は、伊勢市消防本部、鳥羽市消防本部、熊野市消防本部、志摩市消防本部、三重紀北消防組合消防本部、松阪地区広域消防組合消防本部、紀勢地区広域消防組合消防本部の管内全域とします。

整備候補地は伊勢市消防本部庁舎とします。

### (3)連携・協力を行う方法

連携・協力を行う方法は、地方自治法第252条の2の2に基づく協議会とします。

### (4)連携・協用に要する人員の配置

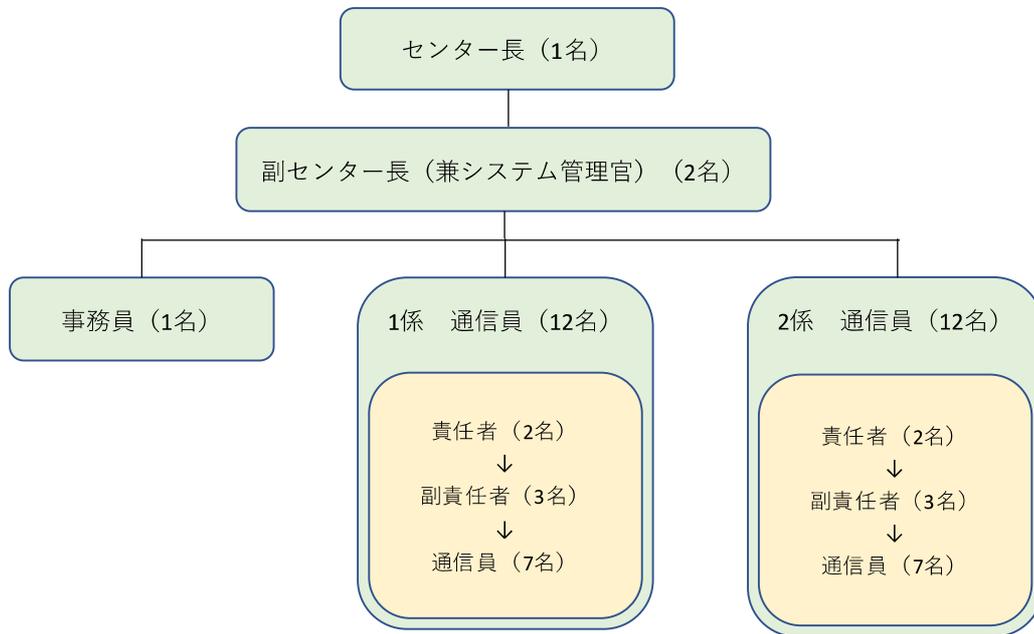
#### ①協議会の人員

協議会の組織及び人員は、協議会規約で定めることとします。

#### ②共同指令センターの人員配置（図表21）

当地域の共同指令センターの通信員は、24時間交替の2部制とし、24人を配置します。また、共同指令センターを維持・管理するために日勤者（センター長1人、副センター長（システム管理官兼務）2人、事務員1人）を配置し、指令員を含め合計28人体制で運用することとします。

図表21 共同指令センターの組織



(5)連携・協力に伴う施設等の整備計画 (図表22・23)

関係本部別にみた連携・協力に伴う施設等の次回更新時期は次のとおりです。

図表22 構成本部別次回更新時期

|            | 消防指令施設       |               |
|------------|--------------|---------------|
|            | 最終更新<br>(年度) | 次回更新<br>(12年) |
| 伊勢市消防本部    | 2015         | 2027          |
| 鳥羽市消防本部    | 2021         | 2033          |
| 熊野市消防本部    | 2015         | 2027          |
| 志摩市消防本部    | 2015         | 2027          |
| 三重紀北消防組合   | 2015         | 2027          |
| 松阪地区広域消防組合 | 2019         | 2031          |
| 紀勢地区広域消防組合 | 2015         | 2027          |

連携・協に伴う施設の整備計画は、次表のとおりです。

図表23 連携・協に伴う施設整備計画

|                | 2024<br>(R6年度) | 2025<br>(R7年度) | 2026<br>(R8年度) | 2027<br>(R9年度) | 2028<br>(R10年度) | 2029<br>(R11年度) | 2030<br>(R12年度) | 2031<br>(R13年度) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 消防指令施設<br>(整備) | →              | 実施設計           | 整備工事           |                | ※運用 (R10年度～)    |                 |                 |                 |
| デジタル無線<br>(更新) |                |                | →              | 基礎調査           | 実施設計            | 更新工事            |                 | ※運用             |

消防指令施設の整備工事は、7消防本部の次回更新時期から2028年度（令和10年）の運用開始を想定しており、実施設計1年、整備工事2年で計画しています。

デジタル無線の更新については、現状の運用で無線の不感地帯もあることから電波伝搬調査等の基礎調査が必要と考えており、基本設計1年、実施設計1年、更新工事2年で計画しています。共同整備とすることで更新費用の低廉化のみでなく、基地局・活動波の再編成による不感地帯の解消や基地局の統合、基地局に設置する無線装置の省スペース化、基地局間同期機能を活用したマルチパスの無効化など機能強化が図れ、7消防本部が全て同一メーカーとなることにより、保守や次回更新時の事務負担も軽減できるなどの効果も期待でき、総合的なデジタル無線の高度化が図れることからデジタル無線の更新事業についても共同で実施することを計画しています。

#### (6)連携・協に係る費用の見通しと分担方法

連携・協に係る費用の分担方法は、協議会規約で定めることとします。消防指令施設の実施設計・整備工事・維持管理等の費用は、協議会の協議により専有部分（単独負担100%）と共有部分（均等按分30%人口按分70%）に分け、関係市町で負担します。

署所端末装置や車両AVM等は、各消防本部の施設・装備数に違いがあり、また単独で専有する機器であることから単独負担方式とします。

次に消防指令システム等の共有する機器については、関係市町による按分方式とし、その按分方法は均等按分と人口按分とします。

共同指令センターは協議会で運用するため、7消防本部すべてが対等な立場となること、さらに通報件数は人口に比例することから均等按分・人口按分を採用し、その按分率は、検討会による検討の結果、関係消防本部すべてに費用効果がみられ、かつ関係消防本部間における費用効果の偏りが最も少ない公平な按分率であったため、均等按分は30%、人口按分は70%とします。これは、防災航空隊や50万人から60万人規模の近隣の消防指令業務の共同運用を実施している団体（三重北消防指令センター：約60万人、和歌山広域消防指令センター：約54万人、知多広域消防指令センター：約63万人、一宮市・稲沢市消防指令センター：約52万人）などで採用されており、県内の実績もあることから妥当と考えます。

なお、人口按分については、今後の人口減少をふまえ、公平性の観点から住民基本台帳に基づき負担割合を算出し、その都度、反映していくものとします。さらに連携・協力に係る費用については、国の財政支援等、有利な財源を有効活用し、効率的に整備・維持管理していきます。

図表24 高機能消防指令センターの整備費及び負担の見込み額（千円）

| 消防本部名          | 整備負担額     | 負担割合   |
|----------------|-----------|--------|
| 伊勢市消防本部        | 424,507   | 21.09% |
| 鳥羽市消防本部        | 107,630   | 5.35%  |
| 熊野市消防本部        | 210,900   | 10.48% |
| 志摩市消防本部        | 281,525   | 13.98% |
| 三重紀北消防組合消防本部   | 212,141   | 10.54% |
| 松阪地区広域消防組合消防本部 | 621,874   | 30.89% |
| 紀勢地区広域消防組合消防本部 | 154,467   | 7.67%  |
| 整備費（税込）        | 2,013,044 | 100%   |

※ デジタル無線の更新費用は含まない

### 3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協力を行う消防事務については、消防指令業務の共同運用であり、地方自治法第252条の2の2に基づく協議会で運用していきませんが、この連携・協力を契機とし、それ以外の消防事務についても必要に応じ意見交換を行い、検討を進めていきます。